

官報号外

平成十一年五月二十四日

○第一百四十五回 参議院会議録第二十二号

平成十一年五月二十四日(月曜日)

午後三時四十三分開議

○議事日程 第二十二号

平成十一年五月二十四日

午後三時三十分 本会議

第一 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

第一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

第三 自衛隊法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

の一部を改正する法律案(第百四十三回国会閣法第一〇号)及び職業安定法等の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会閣法第一〇号)及び職業安定法等の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。甘利労働大臣。

〔國務大臣甘利明君登壇、拍手〕

○國務大臣(甘利明君) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案及び職業安定法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申上げます。

まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申上げます。

第一に、労働者派遣事業の対象業務の範囲について、港湾運送業務、建設業務、警備業務その他中央職業安定審議会の意見を聞いて定める業務を

平成十一年五月二十四日 参議院会議録第二十二号

議事日程追加の件

正する法律案(第百四十二回国会閣法第一〇号)及び職業安定法等の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)(趣旨説明)

一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明します。

第二に、許可等の手続等について、許可の申請書等の記載事項及びその変更の際の手続を簡素化するとともに、許可等の欠格事由として社会保険、労働保険等に係る法律の規定により罰金の刑に処せられ一定の期間を経過しない者を追加することとしております。

第三に、労働者派遣の期間について、臨時の派遣事業を含む民間の労働力需給調整事業の運営を認めること及びこれを利用する労働者を保護することを目的とする第百八十一号案が採択されたところであります。

このようない状況のもとで、一〇〇年第百八十一号案の採択により労働者派遣事業についての新たな国際基準が示されたことを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化への対応、労働者の多様な運営の確保等の観点から、中央職業安定審議会において労働者派遣事業制度の見直しについて検討が重ねられ、昨年五月に、臨時的、一時的な労働力の需給調整に関する対策としての労働者派遣事業制度の実施及び派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るための措置を講ずるべき旨の建議をいたしましたところであります。

政府といたしましては、この建議を踏まえ、本法律案を作成し、中央職業安定審議会等の関係審議会の審議を経て成案を取りまとめ、ここに提出をした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、労働者派遣事業の対象業務の範囲について、港湾運送業務、建設業務、警備業務その他中央職業安定審議会の意見を聞いて定める業務を

行わるようにするため、適切な就業環境の維持、診療所、給食施設等の利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

第五に、派遣先は、派遣就業が適正かつ円滑に雇い入れるよう努めなければならないこととしております。

第六に、派遣先は、派遣就業が適正かつ円滑に雇い入れるよう努めなければならないこととしております。

いこととしております。

第六に、派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るため、派遣元事業主等のその業務上知り得た秘密の漏えいの禁止、労働大臣に対する申告を理由とした不利益取り扱いの禁止、労働者派遣事業適正運営協力員の委嘱等の措置を講ずることとしております。

以上が本法律案の趣旨でござります。

なお、本法律案は、衆議院において一部修正されておりますが、その概要是次のとおりでござります。

第一に、一般労働者派遣事業の許可の基準として、個人情報を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていることを追加するものとすること。

第二に、派遣元事業主は、労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限の対象となる業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から当該期間の制限の規定に抵触することとなる最初の日の通知がないときは、当該者との間で当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならないものとするこ

と。

第三に、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければならないものとすること。

第四に、派遣元事業主は、労働者派遣をするとときは、当該労働者派遣に係る派遣労働者の健康保険の被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険の被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険の被

保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて労働省令で定めるものを派遣先に通知しなければならないものとすること。

第五に、派遣元責任者の業務として、派遣労働者等の個人情報の管理に關することを追加するものとすること。

第六に、労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令のもとに労働させる派遣労働者の就業に關しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律中の職場における性的な言動に起因する問題に關する雇用管理上の配慮並びに妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置の規定を適用するものとすること。

第七に、労働大臣は、派遣先が労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けており、かつ、労働者派遣の役務の提供に係る派遣労働者が派遣先に雇用されることを希望している場合において、派遣先に対し、派遣労働者を雇い入れるように指導または助言をしたにもかかわらず、派遣先がこれに従わなかつたときは、派遣先に対し、派遣労働者を雇い入れるように勧告することができるものとすることがあります。また、派遣先がこの勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができるものとする。

第八に、派遣先が労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限の規定に抵触することとなる最初の日以後継続して労働者派遣を行った派遣元事業主に対し、所要の罰則を科すものとすること。

第九に、施行期日を、公布の日から起算して六

月を超えない範囲内において政令で定める日とす

るものとすること。

以上でござります。

次に、職業安定法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年における急速な産業構造の変化や国際化、労働者の就業意識の変化等の社会経済の構造変化

に伴い、労働力需給に係るニーズは大きく変化しております。

そこで、職業紹介事業を含む民間の労働力需給において、職業紹介事業に關する新たな国際基準として、これら

調整事業に關する新規の基準として、これら

の事業の運営を認めること及びこれを利用する労

働者を保護することを目的とする第百八十一号条

約が採択されたところであります。このような状

況及び現下の厳しい雇用失業情勢のもとで、労働

者の雇用の安定を図っていくためには、労働力需

給のミスマッチを解消し、失業期間の短縮が図ら

れるよう、労働市場のルールの整備充実とその履

行確保を行っていくことが重要であります。

このようないくつかの観点に立って、中央職業安定審議会

において職業紹介事業等に關する法制度のあり方

について検討が行われ、本年三月に、公益及び民

間の各機関がその特性、活力等を生かし、労働力

の需給調整を円滑的確に行えるようにするとともに

労働者の保護が十分に確保されるよう、職業

安定法等の改正を行う必要がある旨の建議をいた

だいたところであります。

政府といたしましては、この建議を踏まえ、本法律案を作成し、中央職業安定審議会の全会一致の答申をいただき、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上

げます。

第一は職業安定法の改正であります。

その一として、法律の目的の規定に、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需

要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等を追加することとしております。

その二として、公共職業安定所及び職業紹介事業者等は、事業目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集、保管、使用し、これを適正に管理するために必要な措置を講じなければならぬこととすることとともに、賃金、労働時間と労働者の就業意図の変化等の社会経済の構造変化に伴い、労働力需給に係るニーズは大きく変化し

てきております。また、一昨年六月の一〇〇総会において、職業紹介事業を含む民間の労働力需給において、職業紹介事業に關する新たな国際基準として、これら

調整事業に關する新規の基準として、これら

の事業の運営を認めること及びこれを利用する労

働者を保護することを目的とする第百八十一号条

約が採択されたところであります。このような状

況及び現下の厳しい雇用失業情勢のもとで、労働

者の雇用の安定を図っていくためには、労働力需

給のミスマッチを解消し、失業期間の短縮が図ら

れるよう、労働市場のルールの整備充実とその履

行確保を行っていくことが重要であります。

このようないくつかの観点に立って、中央職業安定審議会

において職業紹介事業等に關する法制度のあり方

について検討が行われ、本年三月に、公益及び民

間の各機関がその特性、活力等を生かし、労働力

の需給調整を円滑的確に行えるよう、職業

安定法等の改正を行う必要がある旨の建議をいた

だいたところであります。

政府といたしましては、この建議を踏まえ、本法律案を作成し、中央職業安定審議会の全会一致の答申をいただき、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上

官 報 (号) 外

その他、職業安定機関と職業紹介事業者等の協力、有料職業紹介事業に係る手数料制度の改正、職業紹介責任者の選任義務、有料職業紹介事業者等の秘密を守る義務、求職者等からの労働大臣に対する申告制度、罰則の整備等、所要の整備を行なうこととしております。

第二は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の改正であり、派遣元事業主による労働者の個人情報の取り扱いについて職業安定法の改正内容に準じた規定を設けることとしております。

第三は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の改正であり、労働省令で定める区域に係る直接募集について通勤圏の内外を問わず届け出をすることがあります等、所要の整備を行うこととしております。

○議長(鷹十郎君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。今泉昭君。

(今泉昭君登壇、拍手)

○今泉昭君 私は、ただいま議題となりました職業安定法、労働者派遣法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表して、総理大臣に対する具体的質問の前に、現下の深刻化並びに労働大臣に質問いたします。

法案に対する具体的質問について、小渕總理にお伺いいたします。

私は、昨年一月の本会議で、著しい失業者の増加は橋本前内閣のもとでとられた誤った経済政策の結果であることを指摘いたしました。総理も前内閣の一員であり、政府の間違った政策によって失業せざるを得なかつた多くの失業者の痛みをみずから痛みとして感じています。

雇用対策の強化は、社会の安定及び景気回復の観点からも現下の最重要課題であります。

ところが、我が国のG.N.P.に占める雇用対策費の割合はわずか〇・五%であり、欧米諸国の一%から四%の比率と比較して極めて低い水準にとどまっています。さらに、雇用保険にかかる国庫負担率は、本則で四分の一と決められているにもかかわらず、九二年から暫定的に徐々に引き下げられ、雇用情勢が既に厳しかった昨年も二〇%から一四%へと六%も引き下げられたのであります。総理の意気込みとは逆に、国の雇用対策に対する責任は徐々に後退しているわけであります。

私は、これまでの低い失業率に対応した雇用対策から転換し、在職中の能力開発、失業中の所得保障の拡充、ワーカーシェアリングを促す政策の推進などが必要だと考えます。そのために、複雑な各種の助成制度の新たな枠組みと国庫負担率の拡充が必要であります。さらに、青年海外協力隊やシルバーボランティア制度の抜本的拡充による青年、中高年層の国際協力事業の拡充、年齢による雇用差別を禁止する法案なども検討俎上にの

と述べ、失業の増加は日本経済再生への痛みとの認識を示されました。

私は、昨年一月の本会議で、著しい失業者の増加は橋本前内閣のもとでとられた誤った経済政策の結果であることを指摘いたしました。総理も前内閣の一員であり、政府の間違った政策によって失業せざるを得なかつた多くの失業者の痛みをみずから痛みとして感じています。

雇用対策の強化は、社会の安定及び景気回復の観点からも現下の最重要課題であります。

ところが、我が国のG.N.P.に占める雇用対策費の割合はわずか〇・五%であり、欧米諸国の一%から四%の比率と比較して極めて低い水準にとどまっています。さらに、雇用保険にかかる国庫負担率は、本則で四分の一と決められているにもかかわらず、九二年から暫定的に徐々に引き下げられ、雇用情勢が既に厳しかった昨年も二〇%から一四%へと六%も引き下げられたのであります。総理の意気込みとは逆に、国の雇用対策に対する責任は徐々に後退しているわけであります。

私は、これまでの低い失業率に対応した雇用対策から転換し、在職中の能力開発、失業中の所得保障の拡充、ワーカーシェアリングを促す政策の推進などが必要だと考えます。そのために、複雑な各種の助成制度の新たな枠組みと国庫負担率の拡充が必要であります。さらに、青年海外協力隊やシルバーボランティア制度の抜本的拡充による青年、中高年層の国際協力事業の拡充、年齢による雇用差別を禁止する法案なども検討俎上にの

せるべきだと考へるわけであります。

七〇年代前半に形づくられた雇用対策の基本的な努力の結果として直視しなくてはならない数字

の努力の結果として直視しなくてはならない数字

に至った基本的考え方と労働者保護措置の必要性についてお伺いしたいと思います。

第二に、派遣労働の位置づけについてお伺いいたします。

今回の改正案の最大の問題点は、派遣労働の概念が不明確なことです。

中央職業安定審議会は、昨年五月に出した報告書で、常用雇用の代替のおそれが少ないと考えられる臨時的、一時的な労働力の需給調整に関する

対策として労働者派遣業を位置づけることが適当であるとしているわけです。

ところが、本改正案では、派遣労働を臨時的、一時的な労働需要に対応する労働とする規定はあります。

十一号条約を採択した背景には、世界的な市場経済化の進展に伴う無原則な労働力自由化のもたらす弊害の増大がございました。この条約は、市場原理を活用して労働市場の効率化を図ると同時に、自由化に伴う弊害を防止するために、派遣労働は、世界的には六〇年代後半から登場してきました新しい働き方であり、労働者の側から見れば、自発的に働き方を選択できることや常用雇用へのステップになるという利点も一部に有しています。

派遣労働は、世界的には六〇年代後半から登場してきました新しい働き方であり、労働者の側から見れば、自発的に働き方を選択できることや常用雇用へのステップになるという利点も一部に有しています。

また、派遣労働者には常用型と登録型があります。登録型は、派遣のたびに派遣元に雇用されて派遣されるという不安定雇用の典型であり、社会の混乱を生み出すわけであります。

また、派遣労働者には常用型と登録型があります。登録型は、派遣のたびに派遣元に雇用されて派遣されるという不安定雇用の典型であり、社会の混乱を生み出すわけであります。

派遣労働の加入問題も大半が登録型で問題が生じているのであります。今後の登録型のあり方については、その労働実態を踏まえて、抜本的に見直すべきであると考えます。

私たちには、派遣労働を臨時的、一時的な労働需要を満たすものとして位置づけるべきだと考えますが、労働大臣の見解をお伺いしたいと思いま

第三に、派遣受け入れ期間の制限についてあります。

臨時的、一時的な労働として派遣労働を位置づけることを担保する措置は、期間の限定を行つことであります。改正案では一年間の限定を付していますが、その実効性確保が不十分であります。

衆議院の修正で、一年の受け入れ期間を超えて派遣労働者を用いた場合は、派遣先には雇い入れ勧告と、従わない場合の企業名公表、派遣元には罰則を科することが盛り込まれました。

重要な修正と評価しますが、諸外国の派遣期間を限定する法制においては、おおむね派遣期間を超えた場合には派遣先への雇い入れが強制される制度を持つ国が多く、期間限定を自発的に遵守させる効果を持つものであり、その導入を検討すべきであると考えます。

さらには、同一業務の定義とクーリング期間については指針で明確になりますが、特に同一業務の認定は、業務が多様化している中で困難が予想されるわけであります。具体性のある指針を早期に確立すべきであると考えます。労働大臣の見解を伺いたいと思います。

第四に、派遣先責任についてであります。派遣労働は新しい働き方であり、その新しさの意味は、従来の直接雇用が使用者と労働者という二者間の当事者関係であったものが、労働者派遣元、派遣先という二者間の当事者関係になつたことであります。

今改正案の不十分さの根源は、三者間の当事者関係を正面からとらえておらず、派遣事業者規制法としての性格の延長上での改正にとどまっています。派遣労働においては、派遣

元、派遣先、派遣労働者の三当事者関係を伴うため、使用者責任があいまいになりがちであります。

ILO条約の第十二条でも、労働条件、職業訓練、社会保障給付など九項目について、派遣元、派遣先のそれぞれの責任を決定し、割り当てる」とを規定しております。衆議院の修正で、合理的理由のない中途解約の場合の派遣先の責任の明示、母性保護、セクシュアルハラスメントについての派遣先責任の明示等々、幾つかの前進は図られております。

三者間の当事者関係という労働形態を正面からとらえ、使用者責任の分担、割り当てを抜本的に検討していくべきと考えますが、労働大臣の見解をお伺いしたいと思います。

最後に、社会労働保険の加入問題、個人情報の保護、苦情処理等についてお伺いいたします。

派遣労働者の社会保険に関するトラブルが頻発しております。衆議院修正で、派遣元による派遣先への通知事項に社会労働保険加入の有無が加えられました。適格性を有する労働者は加入を促進することはもとより、短期雇用労働者に適した社会労働保険のあり方を早急に検討すべきであります。

派遣労働者の個人情報の保護措置は基本的人権の確保の観点から大変重要なことであります。保護される個人情報の明確化、情報の開示や訂正の請求ができるようにすること、派遣先による事前面接の禁止、違反に対する制裁の強化など、実効性ある個人情報の保護措置を図るべきであります。

派遣労働者のみならず、離転職の増加やリストエンブロイアビリティーの向上と雇用のミスマッチの解消に向けた施策を検討いたします。また、雇用機会の創出策といしまして、新事業創出支

ラの強化などで労働者個人の苦情が増加することが予想されるわけであります。従来の集団的労使紛争処理に加えて、個人に苦情や問題が生じた場合、これを適切に解決するための体制を整備することが必要であり、個別紛争処理システムの確立に向けた検討を急ぐべきだと考えます。

以上の三点についての労働大臣の見解を求めます。

派遣労働は今後も増加していくでありますよ。ただし、先進諸国でも雇用者に占める割合は一、二%程度であり、経済界などが期待する雇用創出の効果はそれほどないと考えられます。むしろ大切なのは、適正な労働条件を確保し、派遣労働が安心して働く働き方として位置づけられることがあります。それを指摘いたしまして、私の質問を終わらせていただきります。(拍手)

最後に、社会労働保険の加入問題、個人情報の保護、苦情処理等についてお伺いいたします。

派遣労働者の社会保険に関するトラブルが頻発しております。衆議院修正で、派遣元による派遣先への通知事項に社会労働保険加入の有無が加えられました。適格性を有する労働者は加入を促進することはもとより、短期雇用労働者に適した社会労働保険のあり方を早急に検討すべきであります。

派遣労働者の個人情報の保護措置は基本的人権の確保の観点から大変重要なことであります。保護される個人情報の明確化、情報の開示や訂正の請求ができるようにすること、派遣先による事前面接の禁止、違反に対する制裁の強化など、実効性ある個人情報の保護措置を図るべきであります。

次に、派遣法改正の基本的考え方についてのお尋ねであります。本改正案は、労使の多様なニーズに対応して、臨時的、一時的な労働力需給の迅速的確かな結合を促進しようとするものであります。派遣対象業務の拡大に伴いまして、プライバシーの保護等労働者保護措置につきましても一層の充実を図り、派遣事業が適正に行われるよう配慮することといたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○國務大臣甘利明君登壇、拍手)

○國務大臣甘利明君登壇、拍手)

まず、派遣労働の位置づけについてのお尋ねであります。今回の改正法案は、我が国の長期雇用システムに配慮しつつ、労使の多様なニーズに対応した、臨時的、一時的な労働力需給の迅速的確かな結合を促進することとするものであります。

なお、現行の二十六業務とこれら以外の業務との雇い入れについてのお尋ねでありますが、特定の労働者について雇用の義務づけを行うことは、おいて十分な配慮を払ってまいります。

次に、派遣期間の制限を超えた場合の派遣先への雇い入れについてのお尋ねでありますが、特定の労働者について雇用の義務づけを行ふことは、事業主の営業、採用の自由の觀點から疑問がござります。また、そのような制度をとることについ

おります。ミスマッチの解消には、適切な情報提供とそれに見合った能力開発が不可欠であります。労働者の職業能力や技術の向上のために労働者はそれなりの努力を払っておられるとは思いますがけれども、しかし、この課題は本来、学校教育が果たすべきものではないかと考えるのであります。

例えば、ことしの大学卒業生の就職率は九二%、女子大生は九〇%を切るという実態にあります、このことは、言いかえれば、大学が社会に送り出す側として十分な責任を果たしているのかどうかという観点から検討されてもよいのではないかと思うわけであります。また、高等学校といふものは、戦前の旧制中学のように大学予備校ではありませんで、本来、社会の職業能力や倫理観の修得の役割を中心とする社会人のための学校であつたはずであります。しかし、現状は中学からとこでん式に進学しております、生徒自体が社会参加への意欲が低く、本来の教育効果が期待できないのも当然であります。

現在、労働行政は、一度目以降の就職のために能力開発を進めようとしていますが、私は、問題は、二度目ではなく、最初の就職のために学校教育が適切な役割を果たしていないのではないかと実態を踏まえ、高等教育などのあり方を検討するのかどうか、文部大臣にお伺いいたします。また、ようやく社会人の要請に応じ、職業能力を高め、技術を取得する本来の高等教育の場が求められておりまます。それにこたえて、例えば奨学金制度と職業訓練支援制度とを総合的に実施

したり、単位制をもっと徹底したり、土曜日、日曜日あるいは夜間にも学校を開くということを私はしばしば指摘してまいりましたけれども、文部大臣の見解をお聞きいたします。

もう一つ追加しますが、甘利労働大臣は、二十一日に、非自発的失業者に対する失業手当を優遇するという意向を表明されたと新聞で読みました。非自発的というような統計上の分類であります。この区分で、本当に自発的なのかそうでないのか把握できるかどうか私は疑いますけれども、それはそうとしまして、この施策は、現在労働省や通産省が進めている新しい雇用構造、つまり雇用の流動化の方針とは反対のものではないかということです。

そこで、新しい職場とかよりも、自分自身に取り組む者よりも、黙つて会社任せにしておく者の方が有利になるとということになるのではないか。お尋ねいたします。

次に、改正法案の基本的な問題点についてお伺いいたします。

労働者派遣制度は、労働力の需給調整システムとして一定の役割を果たしています。しかしながら、十年が過ぎ、適用対象業務外への違法な派遣、一方的な中途契約解除、事前面接、社会保険の未適用等、派遣労働者の保護の観点から多くの問題点が出てまいりました。

私ども公明党は、衆議院において他党とともにこれらの改善をより効果的にするために修正を行つてまいりました。この際の私どもの基本方針は、労働者の権利を守ること、特に女性や中小の職場で働く労働者の権利を守ることに置いたものであります。

さて、私は、雇用・労働分野においてこのようない立場にある労働者の個性、能力を發揮させ、自発的に経済合理的な行動をすることを保障すると

ます。これらの修正の意味と効果についてお尋ねします。

最後に、臨時的・一時的労働の枠組みそのものが、ILS条約が要請している労働者の権利保障に合致していない部分が残っているのではないかということを提案します。つまり、母性とか親や

子としての権利の保障である育児・介護休業の権利は、雇用の定めのある労働者には必ずしも法律上保障されておりません。派遣労働者も含めて有期契約労働者にも等しく保障されるよう制度を抜弱めしていくことは、弱い立場にある労働者をさらに弱くさせ、人件費を削減したり労働条件を悪化させることにならないのかどうか、派遣とは雇用構造の中でどんな意味を持つのか、その本質をどうとらえているのか、労働大臣に確認的にお尋ねいたします。

次に、これまで労働者派遣事業は専門的で特別な業務を対象としておりましたが、今回は広く短期的、一時的な業務に変更しております。なぜ変更することになったのか、その背景はどのようなものか、これは重要な転換であると思りますので、御説明いただきたいと思います。

さらに、雇用関係と職場での指揮命令関係が異なる派遣制度は、国が放置すれば労働者の権利を侵害するおそれがある大変大きい。そのため、労働者派遣法制は、例えば少なくともパートタイムなど

で労働者が個別的に事業主と契約を結ぶよりは、もっと雇用条件が向上し、安定が図られるよう運用される、これが当然であります。

その意味から、衆議院において、一年以上の雇用は派遣ではなく通常の雇用とする、派遣期間の制限違反に対する制裁規定を設ける、労働者の特定を目的とする行為の防止、セクハラ防止の事業主責任、こういった修正は極めて重要と思

(拍手)

○國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○國務大臣小淵恵三君答へ申しあげます。

経済再生と雇用対策についてお尋ねがありませんた。

十一年度に回復基盤を固め、プラス成長を確実にすることに向けて、引き続き不退転の決意で取り組む考えであり、緊急経済対策を初めとする思い切った諸施策を果断かつ強力に推進してまいりたいと思います。

また、経済再生のための事業再構築を進めていくに当たりまして、雇用の取り扱いが重要でありまして、能力開発や人材移動による早期再就職の促進のためのセーフティネットの整備など、雇用対策及び雇用機会の創出策のさらなる充実につきまして検討いたしておりまして、所要の対策を六月中旬に取りまとめるよう指示いたしたところでございます。

残余の質問につきましては、それぞれ関係大臣

官報(号外)

から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣甘利明君登壇、拍手〕

○国務大臣(甘利明君) 山本先生から私に対してもお尋ねがありました。

まず、雇用保険の国庫負担の引き上げについての質問がございました。

お尋ねであります。雇用保険制度は、失業中の生活の安定及び就職の促進を図るためのセーフティーネットとして、将来にわたって十分な役割を果たしてまいります。

特に、最近の厳しい雇用失業情勢の中で、雇用保険制度に対する信頼性の確保が強く求められておりまして、制度全体の見直しも視野に入れつつ、御指摘のような問題も含めて給付や財政の先行き等について検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、雇用調整助成金についてのお尋ねであります。

厳しい雇用情勢が続きます中で、企業における雇用の維持を支援する本助成金は、失業を予防いたしまして雇用の安定を図る上で重要な役割を果たしておると考えております。

一方で、職種転換であるとかあるいは労働移動に必要となる教育訓練に対する支援を充実させることが最も重要でありまして、本助成金の教育訓練に対する支援を手厚くするとともに、労働者の主体的な能力開発の取り組みを支援するために教育訓練給付制度を設けております。

次に、非自発的失業者に対する失業給付についてのお尋ねであります。

雇用保険制度の方について、基本設計を変更する際には種々の観点からの検討が必要だと私は表明をいたしましたが、いざれにい

たしましても、雇用保険制度が失業中の生活の安定及び就職の促進を図るためにセーフティーネットとして、将来にわたって十分な役割を果たしていくことが必要であるというふうに考えております。

次に、今回の派遣労働の本質についてのお尋ねがありました。

今回の法改正は、広範な業務分野において臨時的、一時的な労働力需給の迅速的確かな結合を促進するため労働者派遣事業を行うことができる」とすることにより、労使のニーズに対応した多様な就業機会の拡大に資するものであります。また、常用雇用の代替の防止や労働者保護のための各般の措置を講ずることいたしております。

次に、労働者派遣事業の対象業務を変更する背景についてのお尋ねがありました。

産業構造や労働者の就業意識の変化のもとで、希望する日時や職場において働きたいとする労働者及び必要な人材を臨時・緊急的に確保したいとする企業の双方のニーズが高まっておるわけあります。このようなニーズにこたえまして、我が国の長期雇用システムに配慮した上で、広範な業務分野において臨時的、一時的な労働力需給の結合を促進することによりまして多様な就業機会の拡大に資するようになります。

続きまして、衆議院における修正の意味に関するお尋ねであります。

今回の改正は、労働者派遣を原則自由に行えることとする一方で、常用代替の防止、労働者の保護の充実等について規定をするものであります。

ふうに理解をいたしております。

最後に、育児休業、介護休業の権利を有期契約であります。

〔国務大臣吉澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(吉澤喜一君) 雇用対策の推進上NPOの役割を重視しなければならないということはかねてからの御主張でございますが、政府としても同様に考えております。

そこで、この法案が両院を通過いたしました昨年、附帯決議がおのの付されておりますが、その御趣旨は、今後どのような団体がどのような活動をするか、そういうことをよく考えて二年以内にその実態を見きわめろということです。

が、現に実際にどのような団体が誕生し、どのような活動が展開されるのか注意して実態を見ておりまして、それを見きわめました上で税制についての結論を出したい、こう考えております。

NPOにつきましてはいろいろな方がございまして、公益法人、医療法人、学校法人等を含めて、広い意味での利益を目的としない組織といふ形で見ますと、経済規模いたしましてGDPの約3%を占めております。しかしながら、ボランティアなど市民活動団体という範囲に限つて見ました。

NPOにつきましてはいろいろな方がございまして、公益法人、医療法人、学校法人等を含めて、広い意味での利益を目的としない組織といふ形で見ますと、経済規模いたしましてGDPの約3%を占めております。しかしながら、ボランティアなど市民活動団体という範囲に限つて見ました。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣堀屋太一君登壇、拍手〕

○国務大臣(堀屋太一君) NPOについて、その社会的役割と雇用効果についての御質問がございました。

NPOにつきましてはいろいろな方がございまして、公益法人、医療法人、学校法人等を含めて、広い意味での利益を目的としない組織といふ形で見ますと、経済規模いたしましてGDPの約3%を占めております。しかしながら、ボランティアなど市民活動団体という範囲に限つて見ました。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣有馬朗人君登壇、拍手〕

○国務大臣(有馬朗人君) 山本議員の御質問にお答え申し上げます。

まず第一に、高等教育のあり方についてのお尋ねであります。もちろんこの中には専属の有給者がおられるところもございまして、将来はそうした形が広く受け入れられていくものだと考えております。

このように、NPOにつきましてはさまざまなるお尋ねであります。

今回の改正は、労働者派遣を原則自由に行えることとする一方で、常用代替の防止、労働者の保護の充実等について規定をするものであります。

まえて適切な対応をしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣吉澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(吉澤喜一君) 雇用対策の推進上NPOの役割を重視しなければならないということはかねてからの御主張でございますが、政府としても同様に考えております。

そこで、この法案が両院を通過いたしました昨年、附帯決議がおのの付されておりますが、その御趣旨は、今後どのような団体がどのような活動をするか、そういうことをよく考えて二年以内にその実態を見きわめろということです。

が、現に実際にどのような団体が誕生し、どのような活動が展開されるのか注意して実態を見ておりまして、それを見きわめました上で税制についての結論を出したい、こう考えております。

NPOにつきましてはいろいろな方がございまして、公益法人、医療法人、学校法人等を含めて、広い意味での利益を目的としない組織といふ形で見ますと、経済規模いたしましてGDPの約3%を占めております。しかしながら、ボランティアなど市民活動団体という範囲に限つて見ました。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣有馬朗人君登壇、拍手〕

○国務大臣(有馬朗人君) 山本議員の御質問にお答え申し上げます。

まず第一に、高等教育のあり方についてのお尋ねであります。景気低迷による雇用情勢が大変厳しい中、今春卒業学生の就職状況についても厳しい結果となっており、大学においてもより細やかな就職指導に努めるとともに、これまで以上に学生に高い付加価値をつけた上で卒業させることができるよう、教育機能の充実を図る必要があると認識いたしております。

文部省いたしましては、学生が課題解決能力や高い職業観を適切に身につけることができるよう、各大学におけるインターネットや職業観を高める授業科目の設定、責任ある授業運営への取

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一一部を改正する法律案(閣法第九〇号)(趣旨説明)

1

り組みを促し、充実した大学教育が実施されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、社会人の要請に応ずる職業能力の向上策についてのお尋ねでございますが、近年における技術革新の進展や産業構造の変化に伴い、大学など高等教育機関において社会人に対して継続的な教育を行い、生涯にわたり最新かつ高度の知識、技術を教授することが重要となっているところでござります。

を図るために、職業のあっせんに營利を持ち込むこと及び人貸し業である労働者供給事業をかたなく禁じ、国による無料の職業紹介を原則としたのであります。これは、労働関係の近代化と労働条件の向上、安定的な雇用の発展に大きな役割を果たしました。

このため文部省では、奨学金の拡充を行うとともに、社会人特別選抜制度の導入、科目等履修生制度の活用などの措置を講じるとともに、社会人の便宜のため、夜間大学院の設置や大学院等の昼夜開講制の整備を図ってきているところでございまして。また、社会人受講者の負担軽減の観点から、教育訓練給付金の対象の拡大の検討など、職業教育訓練支援施策とも連携して総合的な対策を講じてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(新藤十朗君) 市田忠義君。
〔市田忠義君登壇、拍手〕

そもそも職業安定法は、職業選択の自由、生存権や勤労権の保障をうたった憲法の理念を実現するものとして、一九四七年、第一回国会で制定されました。それ以来、職業安定法と職業安定行政は、この法律の目的、すなわち、各人にその能力に応じて適切な職業につく機会を与える職業の安定

を図るために、職業のあつせんに營利を持ち込むこと及び人貸し業である労働者供給事業をかたむ禁じ、国による無料の職業紹介を原則としたのであります。これは、労働関係の近代化と労働条件の向上、安定的な雇用の発展に大きな役割を果たしてきました。

総理にお尋ねします。

政府の失政によって完全失業者が三百万人を超えており、各人にその能力に応じて職につく機会を与える職業の安定を図るという職業安定法の目的達成の責任はいよいよ重くなっていると考えますが、いかがですか。

ところが、政府提出の職安法及び労働者派遣法改正案は、有料職業あつせん事業を建設と港湾運送を除くすべての職業に全面的に解禁するとともに、労働者派遣事業を建設、港湾運送、警備を除き、原則としてすべての産業とあらゆる業務へ解禁しようというものであり、およそ職業の安定とはかけ離れた内容と言わなければなりません。

なぜなら、職業紹介が業として成り立つためには、どうしても職業紹介の成立数が競われるうことになります。そのためには、紹介の効率が追求されることはあっても、適切な職業紹介の原則は顧みられなくなるでしょう。その結果、不本意な就職と、それを理由とする離職が急増するからであります。さらに、紹介件数をふやすためには、長期安定雇用の紹介より短期雇用を繰り返すことが重視されるでしょう。

総理、あなたは、本改正案の提案理由を、雇用のミスマッチを解消し、雇用の安定を図るために述べておられますかが、どうして雇用が安定すると言えるのですか。そうならないことはイギリスに

既に実証されているではありませんか。ミスマッチの解消とは、不本意な職業でも我慢せよということなのです。明確な答弁を求めます。

派遣事業の自由化は何をもたらすのでしょうか。雇用機会の拡大などでは断じてありません。広がるのは雇用の一層の不安定化とそれによる労働条件の切り下げ、そして人権侵害であります。

今、企業では、労働者派遣がリストラの道具として使われています。みずから派遣事業の自由化はこうしただけ系列の派遣子会社に転籍させて、そこから派遣社員として扱うことで人件費を大幅に切り下げるなどがまかり通っています。常用雇用の派遣による代替どころか、常用労働者の派遣が進められているのです。文字どおりの雇用の不安定化ではありませんか。派遣事業の自由化はこうしたむちやくしゃな事態を一気に広げることになるのです。それとも、こうしたことが起らなければ確実な保障があると言いつれますか。総理、どうですか。

常用労働者と派遣労働者の代替を起こさないというのであれば、少なくともリストラで人減らしをした企業への派遣受け入れは禁止すべきではありませんか。さらに、事實上の第二人事部である特定の企業への派遣についても要件を厳しくして禁止すべきだと思いますが、あわせて答弁を求めます。

さまざまな労働組合や弁護士団体などが行つた派遣労働相談では、契約期間が残っているのに一方的に契約を解除され、そのまま解雇された、解雇予告手当どころか働いた期間の賃金も支払われない、仕事の内容や働く場所が契約と違う、有給

情を言つと、派遣労働者はいつでも首にできるんだとおどさるなど、およそ一般には考えられない不当、無法がまかり通つてゐる現実が共通して指摘をされています。このような過酷で不法な実態は、労働省の調査でも全く同様であります。

労働大臣、こうした実態についてあなたは、特に「適用対象業務以外の業務の派遣に関するもの」の、労働者派遣契約の中途解除を含む解雇に関するものにつきましては、派遣労働者特有のもの」と答弁をされています。すなわち一般の労働者には見られない派遣労働者固有の弊害だと認めておられます。そうだとするなら、労働者派遣制度をやめること、少なくとも労働者派遣の対象を今以上には広げないことが必要なのではありませんか。明確な答弁を求めます。

派遣労働にかかるこうした弊害は、登録型と呼ばれる派遣において最も顕著にあらわれています。だからこそ、多くの労働団体が登録型派遣の廃止を求めてゐるのであります。派遣労働の自由化の要求は一体どんな団体から出されているのです。した。総理、あなたは財界の声にはこたえて、実際に被害を受けている労働者の声を聞く耳は持たないというのですか。はつきりと答えてください。

労働大臣は、登録型の労働者派遣事業を認めないととしますと、かえつて就業の機会を狭めることなどと述べています。労働者はなぜ派遣を選択するのでしょうか。東京都の調査によりますと、こ

官 報 (号 外)

の十年間で、都合に合わせて働けるとした者は三割減ったのに對し、正社員の職がないからといふ人は六割もふえています。しかも、派遣を続けたいという声が二割減り、正社員で働きたいといふ声が三割もふえている。つまり、派遣以外に働く道がないため、やむなく選択したという人が多數を占めているのであります。登録型を禁止すれば、就業の機会が減るのではなくて、直接雇用の機会がふえるのであります。

申し上げます。
まず、職業安定法の目的を達成する責任について
てお尋ねであります。

現下の厳しい雇用失業情勢や近年における急速な産業構造の変化、労働者の就業意識の多様化等に的確に対応し、雇用の安定を図っていくためには、雇用の創出、安定対策とともに、労働力需給のミスマッチを解消するための対策として、官民の労働需給調整機能を強化するとともに、労働市場のルールの整備充実とその履行確保を図っていくことが重要であると考えます。

お尋ねでありましたが、今回の改正によりまして、違法事案の申告や苦情処理の制度、違法な事業等に対する指導、改善命令の規定が設けられ、さらに個人情報の保護や労働条件の文書明示の義務づけ等、労働者保護措置を強化していることから、御指摘のような事態は生じないものと考えます。

派遣法の改正がリストラ等の手段とならないかとのお尋ねでありましたが、今回の改正法案は、常用雇用労働者の代替を防止するため派遣期間一年の制限を設けるとともに、労働者保護の拡充を

図るものでありまして、あわせて特定の企業への労働者派遣の規制の徹底を図ることによりまして、御質問のような事態を招くことのないものと考えております。

リストラで人を減らした企業への派遣に対するお尋ねがありました。

の企業への派遣を希望する労働者のニーズに的確に対応できなくなり、不適当であると考えます。

株式会社特定の企業への派遣についてお尋ねですか

また、特定の企業への派遣に対して、主導権を持つが、労働者派遣を専ら特定の企業に提供すること

を目的として行われる労働者派遣事業は「きまし」とは、これを規制する現行法の厳正な運用に加えます。

まして、改正法成立後はこうした労働者派遣事業を行わないことを許可の条件として付すことによ

りまして、こうした労働者派遣事業が行われることのないようにいたしてまいりたいと考えます。

労働者派遣法の改正に係る各界の要望について
尋ねがありました。

今回の改正法案は、派遣労働者の実情等を十分踏まえつつ、公労使三者構成による中央職業安定

審議会におきまして十分な検討をいただいた上、労使の多様なニーズに対応した臨時的、一時

的な労働力需給の迅速的確な結合の促進と労働者保護の強化を図るものであることを御理解下さい

貴宗の質問につきましても、関係大臣から答弁いただきたいと思います。

残念の質問はござりません。関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔國務大臣甘利明君登壇 招手〕
○國務大臣(甘利明君) 二点、御質問をいただき
勵

まず、派遣労働の対象業務についてのお尋ねで
当

あります。派遣労働につきましては契約の中途解雇等の相談や苦情が寄せられる」ともいざいま
ブ

けれども、調査によりますと、派遣労働につきましては積極的な就労理由を挙げる労働者が多数あります。

を占めております。
今回の改正は、労働者のプライバシーの保護

せ、労働者保護措置についても一層の充実を図りまして、労使の多様なニーズを踏まえて派遣労働

の対象を拡大することとしているものであります

平成十一年五月二十四日 参議院会議録第一二一号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)(趣旨)

—

す。

改正法案は、派遣労働を臨時の、一時的な労働需要に対応するためのテンポラリーワーク型派遣

改正と修正はいまだ不十分であります。最も重要なことは、派遣労働者の人権保障として派遣労働者の適正な労働条件の確保を図ることです。

派遣労働者が派遣先に雇用されることを実現する措置として、労働大臣の雇い入れ勧告と企業名による公表制度が導入されました。この勧告の法的要

の請求権として規定し、派遣先が持つ情報に関する
ても徹底した保護が必要と考えます。労働大臣、
いかがでしょうか。

見直しは三年後に見送られ、派遣労働を臨時の、一時的な活用に厳しく限定する措置は、派遣期間の一年を除き、何らとられておりません。派遣の業種やポストを臨時の、一時的なものに法上又限定するなど、実質的な箇どめが必要と考えます。

派遣元は、派遣労働者の登録や派遣決定の平等性について、その就労の実態、派遣先における同種同等の業務に従事する通常の労働者の賃金や労働条件との均衡を考慮して派遣料金を取り決め、派遣先は、業務の指示や配置及び労働環境について、派遣労働者と同種同様の仕事をする通常労働者

勧告を監視する機関はどうでしょうか。どのように一年を超えた違法な雇用の存在をチェックしていくのでしょうか。企業名公表の要件についても伺います。

条件との均衡を考慮して派遣料金を取り決め、派遣先は、業務の指示や配置及び労働環境について、派遣労働者と同種同等の仕事をする通常労働者との均衡を考慮すべきだと考えます。

生産性のみに力点を置き、人件費や雇用管理費の節減のためにのみ派遣労働を利用すれば、公正

専門的領域や経験を生かして働く雇用として定着したことから、通達で二回までの更新が許され、派遣労働者の賃金はそれなりの水準を維持してきました。派遣がすべての業務に無制限に拡大する中で、賃金や労働条件が大幅に低下するには至りません。専門内技術者の派遣も

会は働く人々の所得格差とさらなる差別を打ち込むことになります。多様な雇用形態で働く労働者が不合理な差別を受けることのない均等待遇の原則の確立は重要な課題であります。この点に関する総理及び労働大臣の御所見を伺います。

行政指導の内で、派遣先は文とする派遣側の権用の義務づけがどれほど効果があるか疑問だからです。労働大臣にお尋ねいたします。

さが権利侵害、差別的労働条件の原因となってい
ることはこれまでにも強く指摘され続けてきま
した。だからこそ、将来廃止すべきと考えますが、
いかがですか。

専門家、お役所職員の立場のおもり方について将来どのように位置づけるお考えで
しょうか、労働大臣にお尋ねいたします。

がアーチーの死後、彼の妻のマリエットは、夫の死後も彼の名前を冠する「アーチー・マリエット」の名前で活動を継続した。

シ侵害として社会を驚かせ、注目を浴びました。しかし、今回の改正では、派遣元に対しては

第一に、派遣労働は、派遣元の雇用関係と派遣先の指揮命令関係とに対応して、使用者責任を雇用責任と使用責任に分離しています。しかし、派遣先における指揮命令関係は、労働者に対する業務命令という労働契約の基本的部分を占めておられなければなりません。その点において今回の

は年齢に係る事項を定めるべきではないと思いま
す。特に、職業紹介についても不合理な年齢差別が
が禁止されるべきです。高齢化社会においては能
力と意欲によって働き続けられるエージレス社会の
の構築が不可欠であると考えますが、経理の御自
解を伺います。

規制がかかっても、派遣先の規制は不十分です。まず、派遣元は、業務と合理的関連のない情報を申告させ、第三者から収集することを禁止すべきです。例えば、年齢、家族関係、本籍、医療情報、容姿等であります。また、派遣元から派遣先へ提供される個人情報の取り扱いについても業務との関連性が重視されるべきであり、労働者の個人情報の開示請求に加えて、修正、削除を労働者が

の徹底を求めています。この視点から改めて今回
の改正案を見てみると、改正案は派遣先、派遣
元の事業主に使い勝手のよい労働者を供給する制
度として機能し、一生の生活設計もままならぬ不
安定雇用の創出が図られて、労働者の権利に深刻な
影響を及ぼすであります。また、民間職業紹介
の弊害から労働者を保護するという歴史的経
過を踏まえるとき、公共職業安定所が果たす役割
紹介の弊害から労働者を保護するという歴史的経

化を図ることを考えております。

最後に、登録型派遣をやめて常用型にすべきとの見解についてのお尋ねがありました。

仮に登録型を認めないということにいたしますと、希望する日時であるとか職場において、みずから専門的な能力や経験を生かして働きたいとする労働者及び専門的な業務分野の即戦力となるような人材を期間を限って臨時・一時的に確保したいとする企業のこの両方のニーズにこたえることができなくなりまして、このような労働者の雇用機会を失わせることになるとともに、労働力需給のミスマッチの解消が困難となりますことから、適当ではないというふうに考えております。

以上です。（拍手）

○議長（斎藤十朗君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（斎藤十朗君） 日程第一 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案

日程第三 自衛隊法の一部を改正する法律案

（いすれも第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付）

以上三件を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。日米防衛協力のための指針に関する特別委員長井上吉夫君。

外 報 報 (号)

官

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔井上吉夫君登壇、拍手〕

○井上吉夫君 ただいま議題となりました協定及び法律案二件の三案件につきまして、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、日米物品役務相互提供協定を改正する協定は、周辺事態に際して活動する自衛隊と米軍との間の後方支援、物品または役務の相互の提供を日米共同訓練、国連平和維持活動等の場合と同じ枠組みに従つて行い得るようにするため、現行協定を改正するものであります。

次に、周辺事態安全確保法案は、周辺事態に対応して我が国が実施する措置及びその実施の手続

等を定めるものであります。後方地域支援、後方地域捜索救助活動等を実施する際には、閣議決

定により基本計画を定め、国会に報告すること、

自衛隊が実施する後方地域支援等の活動は、原則

事前、緊急時には事後に国会の承認を求めるこ

と、地方公共団体の長に対し必要な協力を求める

ことができる」と、後方地域支援等の職務に従事

する自衛官は、生命・身体を防護するため、やむを得ない場合、武器を使用することができる

等を主な内容とするものであります。

次に、自衛隊法改正法案は、外國における緊急事態に際して、自衛隊が行う在外邦人等の輸送の手段として、新たに船舶等を追加するとともに、

自衛官等の生命・身体を防護するため、やむを得ない場合は、武器を使用することを定めるものであります。

主党及び自由党を代表して自由民主党の竹山理

事、公明党の荒木委員より、それぞれ三案件に賛成し、修正案に反対する旨の意見が、日本共産党

の笠井理事、社会民主党・護憲連合の日下部委員、二院クラブ・自由連合の島袋委員より、それ

ぞれ三案件及び修正案に反対する旨の意見が、参

議院の会の山崎委員より、三案件及び修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、日米物品役務相互提

供協定を改正する協定は多数をもって承認すべきものと決定し、周辺事態安全確保法案につきましては、まず修正案を否決した後、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、自衛隊法改正法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君） 三件に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。伊藤基隆君。

〔伊藤基隆君登壇、拍手〕

○伊藤基隆君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました日米物品役務相互協定改正案に賛成、衆議院送付の周辺事態安全確保法案に反対、自衛隊法改正案に賛成の立場で討論いたします。

民主党・新緑風会は、日米安全保障条約を支持し、日米防衛協力を進めることが日本の安全保障のために不可欠であり、ガイドライン関連法案の整備は基本的に必要であるとの認識に立っており、この立場からACSA協定改正に賛成いたします。

自衛隊法改正案についても、邦人救出の実効性を高めるために艦船を派遣する選択肢を加えることの必要性にかんがみ、これに賛成いたします。

次に、周辺事態安全確保法案についてであります。周辺事態安全確保法案に反対する旨の意見が、日本共産党の笠井理事、社会民主党・護憲連合の日下部委員、二院クラブ・自由連合の島袋委員より、それ

ぞれ三案件及び修正案に反対する旨の意見が、参議院の会の山崎委員より、三案件及び修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

(号外)

が必要であります。衆議院送付の周辺事態安全確保法案は、こうした点が不十分であるばかりか、看過できない重要な問題点があり、賛成できません。

第一に、新ガイドラインにおいて日米間で合意した根幹部分の一つである国連決議に基づく船舶検査活動が削除されており、法案として未完成な欠陥法の姿となってしまったことであります。

第二に、基本計画全体ではなく、自衛隊の一部活動のみを国会承認事項と規定しており、地方自治体や民間協力に対する行き過ぎた協力要請等があつた場合、国会が歯どめをかけられないことがあります。

第三に、周辺事態の定義や政府統一見解は拡大解釈の余地があり、専守防衛を大きく超えて自衛隊の活動領域に歯どめがかけられないことであります。

なお、日米物品役務相互提供協定、ACSAは

日米の協力内容についてはおののの國がその国内取り決めるに基づいて行う旨を協定しており、ACSAには同意しても、それに関係する周辺事態は、理念と見識を放棄し、政策軸など何もないことを内外に明らかにしたのであります。政権維持のために総理の訪米前に何が何でも成立させようとしたことに始まり、ガイドライン審議を政策論争ではなく政局論争におとしめたことの責任、と

りわけ政府・自民党を代表する総理の責任は極めて重大であることを申し上げなければなりません。これは議会制民主主義の否定であり、決して国民に理解されるものではなく、結果的には日米関係に傷をつける可能性さえあり、まことにもつて遺憾千万であります。

國の根幹の安全保障政策を政争の具に使ったことは、國民の不信を招き、同盟国である米国や国際社会から冷やかなまなざしで見られるであろうことを強く総理に申し上げます。

最後に、民主党は、日米安保のためなら国民生活と日本の外交的主體性を犠牲にする政党とも、日米安保そのものに反対する政党とも一線を画した眞の責任政党として、日本の防衛政策と平和創出外交のあり方を國民に提示していく覚悟であることを改めて申し上げ、私の討論といたします。

(拍手)

○議長(瀧藤十朗君) 月原茂皓君。

(月原茂皓君登壇、拍手)

○月原茂皓君 私は、自由民主党、自由党を代表して、衆議院から送付された周辺事態確保法案等三案件に賛成の討論を行います。

以下、賛成の理由を申し上げます。

我が國は、自由、民主、人権、自由な市場など、同じ価値観に立つ米国と同盟を結び、我が國の安全を確保するため日米安全保障条約を締しました。

ガーディアン関連法案は、我が国周辺の地域に於いて、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に際して、憲法の範囲内で我が国が主体的に後方支援を行い、あるいは後方地域捜索救助活動を行うことにより日米関係の信頼をより強固にし、我が国に対する武力攻撃の抑止に資するもので、日本の安全に大きく寄与するものであります。さらには、米国の政策について我が国の発言とは、日米の関心事であり、ガイドライン関連法案は日米同盟の基盤強化、ひいてはこの地域の平和と安定に大きく資するものであります。

法案審議に際し、このような認識の上で、憲法の理念に基づき、その範囲内にいかに國家の最大の使命である国民の生命等の安全を守るか、国会におけるシビリアンコントロールをいかに確保するか等を論じました。別途、国連を中心とした平和活動への積極的参加等についても論じられました。

そのまま放置すれば我が国に直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等の例示等を加え、目的をより明確にしました。自衛隊の出動についての国会承認・事後報告、武器使用等を設け、船舶検査活動については新法で対処することになりました。

これらにより、日米安全保障体制の信頼性を高め、ガイドラインの実効性を確保し、その抑止力を發揮することが大いに期待されるのであります。また、この法案により適切かつ迅速な対応措置を実施し、周辺事態が我が国への直接的な武力攻撃に転化するがないよう危機管理を行い、我が国の国民の生命と財産に対する危害を未然に防止するものであります。

我が国の安全保障のあり方については、専守防衛であるからこそ、相手につけ込まれるべきをなくすることが不可欠であり、このことについて国民の関心も高まり、世論調査において、ガイドライン関連法案について日本の安全のためや国際環境の変化に対応するため、三分の一が賛成するという結果も出ているところであります。

本法案は地方自治体等に対する協力を求め、依頼することができる」とされていますが、この規定は、強制に当たるものではないことは政府側の答弁で明らかであります。周辺事態という事態の重要性にかんがみ、本法案の趣旨を十分御理解いただき、協力の依頼があつた場合には適切に対処していただくようお願い申し上げます。

自衛隊法の一部改正は、在外邦人等の輸送手段の追加、外国において職務に従事する自衛官の武器の使用等を認めることであり、ACSA改定は、周辺事態に際して活動する自衛隊と米軍との間の物品または役務の相互の提供の基本条件を定めることであり、遅きに失した感もありますが、当然のことであります。

申すまでもなく、船舶検査活動に関する立法化を今国会中に行なうことは当然のことであります。防衛庁のあり方、有事法制の整備、領域警備などについての明確な対応、方策、我が国防衛の基本である防衛力の効率的な整備、沖縄米軍基地問題解決への努力、二国間、多国間の信頼醸成等、重要な課題に真摯に取り組む決意であることを述べて、ガイドライン関連法案に対する賛成の討論といたします。(拍手)

(外) 報号

○議長(斎藤十朗君) 橋本敦君。

[橋本敦君登壇、拍手]

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、ガイドライン周辺事態関連法案に対し、反対の討論を行います。

本法案は、戦争をしない国から戦争をする国に変えるという、我が国の命運にかかる重大法案であります。それにもかかわらず、我が党が厳しく追及した自由党小沢元首の戦争参加法案というは、議会民主主義を踏みにじり、国会の責任を放棄するものであります。

さらに、先日、太平洋戦争で悲惨な戦場となつた沖縄で地方公聴会が開かれ、平和を願う切実なるなどの怒りに満ちた声が表明されました。早くもこれを踏みにじってよいのですか。

また私は、我が党の強い反対を押し切り、自民・自由・公明の多数による本日の採決強行に強い抗議を表明するものであります。

反対理由の第一は、このガイドライン法案が、アメリカの起こす戦争に日本が参加する紛れもない憲法違反の戦争法案であり、我が憲法のもとではそもそもその存在が許されないものだからであります。

侵略戦争を深く反省し、世界に先駆けて戦争を放棄した我が日本国憲法第九条は、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇、武力の行使を厳しく禁止しています。国会のどんな多数派といえど

も、主権者たる国民の意思を問うことなしに、この憲法を踏みにじって戦争に参加する法律をつくらることになる後方地域支援、すなわち戦闘中の米軍に対する武器弾薬、兵員の輸送や軍事物資の補給、武器の修理などは、紛れもなく米軍の戦闘行為と一体不可分の兵たん活動であります。

この支援行為が武力の行使であることは、本院の審議でも我が党が究明したように、国際司法裁判所の判決や国連総会の諸決議に照らし、今日の国際法の到達点であることは明白であります。また、戦争には前方も後方もない、これも軍事の常識であります。このことは、軍事目標だけでなく放送設備や発電所に至るまで爆撃の対象とされている今日のユーゴの実態を見ても明らかであります。

第三の理由は、国連と国際法を無視したアメリカの無法な干渉と先制攻撃の戦争に日本が協力することであります。

日本が行う後方地域支援が武力行使と一体になるものでないという政府の主張は、まさに日本的造語であり、世界が絶対に受け入れない詭弁であります。そもそも憲法第九条によって世界で最も武力行使を厳格に放棄した日本が殊さらには武力行使の範囲を意図的に世界で最も狭く解釈していること一つとってもこの破綻は明白であります。みずからこの国は憲法を誠実に守れない政府を世界のどこかが信頼するというのですか。

反対理由の第一は、法案の骨格をなす根本概念、定義を明らかにしないまま押しこもうとしていることであります。

そもそも日本周辺地域とはどの地域か、いかなる事態を周辺事態というのか、この肝心かなめの

問題について法文には一切規定がないという、まことに法律として異常な法律なのであります。政府は、地理的概念ではないと言しながら、一方では周辺事態が起こると想定される地域があると述べ、それでは台湾が含まれるのかと、こう追及すれば、これには明言できないなど、我が党が明確な政府統一見解を要求しても何ら答えられないあります。

結局、明白なことは、周辺地域も周辺事態有事の判定もすべてアメリカの軍事的判断とアメリカに追随する政府の判断にゆだねるもので、このようないい白紙委任立法なるものは、法としての適正手続き、デュープロセスに反し、およそ主権国家のありようでも法治国家のありようでも断じてないと言わざるを得ません。

第三の理由は、国連と国際法を無視したアメリカの無法な干渉と先制攻撃の戦争に日本が協力することであります。

政府は、アメリカの軍事行動は国連憲章と国際法に基づくものと繰り返し答弁しています。しかし、このアメリカ絶対正義論なるものが、国連総会決議で厳しく批判されたパナマ、グレナダへの軍事侵攻やイラクへの一方的攻撃のみならず、米国防関係文書そのものが米軍は国益のためには先制攻撃も行うと公然と明記していること、そして現に、何ら国連決議もない今日のユーゴ無差別爆撃によってもその破綻は明白ではありませんか。

このアメリカ絶対正義論なるものは、我が国周辺諸国はまるで無法國家とでも言つべき不当な立場と一体のものであり、アジア諸国を敵視し、そこへの介入を前提にしたものにはかなりません。

次に、日本政府は、アメリカの戦争に自動参加するのではなく主体的に判断すると、こう言いま

すが、今多くの国々がユーゴ空爆の即時中止の声を上げているにもかかわらず、この世界の世論に反し、アメリカに対し即時中止を求めることができない日本政府に主体的判断などできるはずはないではありませんか。

アメリカがユーゴ空爆のような介入戦争をアジア太平洋地域などで行った場合に、まさにこれを周辺事態として日本が参加することになるのであります。だからこそ、中国を初めアジア諸国が繰り返し深い危惧と懸念を表明しているように、この法案はアジアの軍事的緊張を高め、日本がアジアの孤児の道を歩もうとするものであり、二十一世紀への日本の進路を誤るることは明白であります。

為によって国民を再び戦争の惨禍に巻き込むことを許さないと宣言しています。だからこそ、採決の前にこれらの声に正面から答えるのは政府の当然の責任ではありませんか。輸送の分野を担われる民間の陸、海、空、港湾の労働者がその立場を超えて共同し、国民の先頭に立って大きな反対の声を上げているのも当然であります。

海員組合の代表が本院の公聴会で、第二次世界大戦、朝鮮戦争、中東でのイラン・イラク戦争など、大きな犠牲を出した痛恨の経験に基づいて、この戦争法そのものが、政府の後方支援だから戦争ではない、安全だとう見解がいかに現実離れした机上の空論にすぎないか、日本の船員は砲弾の飛び交う戦場の海に再び動員されることを断固として拒否すると述べました。

ところが、政府は、このいずれについても、うそとまかし、答弁不能に陥りました。いよいよ二十一世紀を前にして、憲法第九条の直打ちが、平和を希求する世界の諸国民の公正と信義にこたえ、国際的にも脚光を浴び、光り輝いているまさにそのときに、これをなきものとする本法案は、世界の平和と進歩の歴史への許しがたい逆行と言わねばなりません。

だからこそ、法案の内容がわかるにつれ、今まさに日本列島各地で国民の反対世論は大きなねりとなつて広がっているのであります。たとえきょう、この戦争法案が強行成立させられても、國民の闘いはそこで終わるどころか、さらに広がり進むでしよう。

小渕総理は「二十一世紀へのかけ橋を」と言いましたが、自由党、公明党と手を組んで、事もあろう

に戦争参加の橋をかけるなど、平和、中立の日本を超えて共同し、国民の先頭に立って大きな反対の声を上げているのも当然であります。

海員組合の代表が本院の公聴会で、第二次世界大戦、朝鮮戦争、中東でのイラン・イラク戦争など、大きな犠牲を出した痛恨の経験に基づいて、この戦争法そのものが、政府の後方支援だから戦争ではない、安全だとう見解がいかに現実離れした机上の空論にすぎないか、日本の船員は砲弾の飛び交う戦場の海に再び動員されることを断固として拒否すると述べました。

ところが、政府は、このいずれについても、うそとまかし、答弁不能に陥りました。いよいよ二十一世紀を前にして、憲法第九条の直打ちが、平和を希求する世界の諸国民の公正と信義にこたえ、国際的にも脚光を浴び、光り輝いているまさにそのときに、これをなきものとする本法案は、世界の平和と進歩の歴史への許しがたい逆行と言わねばなりません。

最後に、私は、日本共産党は侵略戦争反対を貫いた平和の党として、いかなる場合にも、アジア太平洋地域におけるこの戦争法の発動を許さない闘いを国民とともに大きく進め、さらには平和を願う主権者国民の意思として、この戦争法そのものを廃止することを目指し、先頭に立つて奮闘するかたい決意を表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○山崎力君(山崎十朗君) 山崎力君。
〔山崎力君登壇、拍手〕

○山崎力君 参議院の会の山崎であります。

今回の新ガイドライン関連法案は、審議途中、衆議院で、三案件の一つ周辺事態法の三本柱の一分な点は多々あります。が、結論を先に言えば、賛成の立場から討論をいたします。

今回の新ガイドライン関連法案は、審議途中、となり後方地域で支援中、例えば日本領海近くの公海上で、米艦に自衛艦が燃料補給という支援活動中に日本有事となつたとしたら、日本がより一層協力して事に当たらなくてはならない事態になつたのにもかかわらず、日本有事に燃料補給を許す法律がないため補給を中止しなければならない、そういった日米間の信頼関係を大きく損なうばかりでなく、それこそ世界じゅうからその非常識ぶりが物笑いの種、嘲笑の的になる仕組みになつております。

また、船舶検査活動が削除されると、提携者である政府みずから、現状だけは欠陥ありと認められたものであります。しかも船舶検査活動を削除、先送りして別の法律でつくるという方法は法体系の面からも問題があると言わざるを得ません。

さらに、今回の審議でいえば、こうした事が改めて明確になつてきたにもかかわらず、政府側にこうした国家の緊急事態に対応する法体系を早急につくらうとする意欲がいま一つ感じられない点が私は最大の問題だと思えるのであります。原文漢文につき、読み方に差異はあると思いますが、国大にます、日本一国で対処すべき有事において、政府、自衛隊はどのような行動まで許され、国民や地方自治体はどこまで協力するか、あらかじめであります。

もう一点、これが今回の法案に関してだけ言えば最大の問題点だと思うのですが、かつての六〇年安保の際の議論として、極東の平和と安全のために米軍が我が国から直接出撃しなければならぬ

に戦争参加の橋をかけるなど、平和、中立の日本に進路を願う国民は断じて容認しないところであり、必ず歴史は厳しい審判を下すに違いありません。

最後に、私は、日本共産党は侵略戦争反対を貫いた平和の党として、いかなる場合にも、アジア太平洋地域におけるこの戦争法の発動を許さない闘いを国民とともに大きく進め、さらには平和を願う主権者国民の意思として、この戦争法そのものを廃止することを目指し、先頭に立つて奮闘するかたい決意を表明して、反対討論を終わります。(拍手)

すなわち、今回の審議の中で浮き上がった最大の問題点は、法案自体よりも、宮澤大蔵大臣が万感の思いを込めてと私は受け取れた答弁の中でお認めのごとく、我が国は有事法制が幾多の事情によりこれまでほとんど論議、整備されてきておらず、このままでは一朝有事の際、法的裏づけのある十分な対応ができないというゆきしき事態が明らかになつたのであります。一々その具体例は挙げませんが、一つだけ申し上げれば、周辺事態となり後方地域で支援中、例えば日本領海近くの公海上で、米艦に自衛艦が燃料補給という支援活動中に日本有事となつたとしたら、日本がより一層協力して事に当たらなくてはならない事態になつたのにもかかわらず、日本有事に燃料補給を許す法律がないため補給を中止しなければならない、そういった日米間の信頼関係を大きく損なうばかりでなく、それこそ世界じゅうからその非常識ぶりが物笑いの種、嘲笑の的になる仕組みになつております。

今回の審議でいえば、こうした事が改めて明確になつてきたにもかかわらず、政府側にこうした国家の緊急事態に対応する法体系を早急につくらうとする意欲がいま一つ感じられない点が私は最大の問題だと思えるのであります。原文漢文につき、読み方に差異はあると思いますが、国大にます、日本一国で対処すべき有事において、政府、自衛隊はどのような行動まで許され、国民や地方自治体はどこまで協力するか、あらかじめであります。

もう一点、これが今回の法案に関してだけ言えば最大の問題点だと思うのですが、かつての六〇年安保の際の議論として、極東の平和と安全のために米軍が我が国から直接出撃しなければならぬ

い、侵略をやすやすしくするだけではなく、逆に有効な対応の法体系が全く不十分のままであるという点が、改めて最大の問題として浮き彫りになつたと思つります。

まず、日本有事の法律が定まって後に日米共同と国民あるいは自治体の間に要らざる摩擦を生むことになりかねません。

まず、日本有事の法律が定まって後に日米協力の周辺事態あり、これは国連協力の順でなくてはならないはずでとらざるを得ぬケースが頻発して、政府、自衛隊

い事態、すなわち六条事態となつたとき、これを相手国から見れば基地提供をしている日本が敵対国となり攻撃される可能性が強いという、当時の反対陣営が特に主張した戦争巻き込まれ論がありました。この巻き込まれ論が反対の立論点として今回改めて浮上した感が強いのです。

しかし、こうした我が国の平和と安全に資するか、それとも戦争参加の道を開くのか、そういう日米安保条約自体に対する国民の総意は既に締結後四十年近く、何回もの選挙を通じて出ていると思います。特に、かつて日米安保に強固に反対した旧社会党が、政権につきながら日米安保を廢止しようとせず、むしろ支持に回ったことは特筆物であります。

しかしながら、改めて今回の周辺事態法がこの巻き込まれ論の問題とどう関連してくるかを考えなければなりません。

ここで、従来は日本の領土・領海内ののみの対米協力、それが専守防衛だというのであったのを、憲法の許す範囲内とはいえ、日本周辺の公海上とはいえば日本国外においても対米協力を可能とするということになり、理論上、相手国から見て日本攻撃の役割がより一層大きくなり、日本攻撃の動機づけが強まるのではないかという不安はあると言えるわけであります。

両者の差は、政府答弁により実質上は大きな違いはないかもしれません。しかし、この際、改めて国民に対し、日本有事となれば、最近の兵器の発達等により、ミサイル攻撃など、現在有効な防衛手段がないといった事情などは、政府としては説明がなされなければなりません。

米協力を中止すれば、日本が事実上条約遵守の義務を怠り、対米のみならずかえって国際信用を失うばかりか、ひょいと壊病のそりを甘受しなければならなくなります。したがって、米国の行動が安保条約本来の趣旨に沿つたものである限り、国連はもとより多数の国家が否定するものでない限り、我が国としては事前協議で米国の行動を阻止すべきでないと私は考えます。

つまり、今回のガイドラインの問題は、戦後一貫して歩んできた自由で民主的な国家群の一員として日米安保条約を今後も是認するか、それとも改めて否定するかに帰着する問題であり、ひいては日本国民、その代表者たる政府と我々国会がそのときに当たってなすであろう対米協力の判断について、我ら自身を信用できるのか信用できないかの問い合わせに帰着すると思うのであります。

さすれば、偽らざる私自身の気持ちからすれば、そうした米軍協力の是非の判断をする事態に当事者として立ち会いたくはないし、そうはならぬための一層の外交等の努力が必要と思うのであります。

さて、我ら自身を信用できるのか信用できないかの問い合わせに帰着すると思うのであります。

衆議院においては、総理の訪米日程に合わせて審議が打ち切られ、本院の特別委員会においては、ACS Aが自然成立する前に参議院で法案を成立させなければならないという理由をもって審議が打ち切られようとしております。

日本が進路を決する重要な法案を十分に審議を尽くすことなく採決するというやり方は断じて容認するわけにはいきません。

しかも、この間の審議において法案の問題点がますます浮き彫りになっているのであります。自衛隊の行つ米軍への後方地域支援が国際的常識では後方支援であり、戦争行為の一部であること。すなわち憲法が禁止する集団的自衛権の行使にはならないこと。遭難者救援や船舶検査活動における自衛隊の武器使用が武力による威嚇や武力の行使とならない保証はどこにもないものであります。

表して、政府が提案をしておる周辺事態安全確保

法等三案件に対して反対討論を行います。

歴史は繰り返すと言われますが、私は、かつて日本が中国や朝鮮、東南アジア諸国を侵略しましたが、またそれを忘れ、再び同じ道を歩き始めようとしていると思うのであります。すなわち戦争をしてはいけない国が戦争のできる国へと歩き始めたとしても、それが忘れ、再び同じ道を歩き始めようとしている、そのように思うのであります。

度には、独立国家としての姿勢がいささかも感じられないのです。しかも法案を審議するに当たっての政府の態度には、独立国家としての姿勢がいささかも感じられないのです。このことをまずもって申しあげ、反対の討論をしたいと思います。

反対の第一の理由は、法案の審議が十分に尽くされていないということです。このことをまずもって申し上げ、反対の討論をしたいと思います。

反対の第二の理由は、法案の審議が十分に尽くされていないことがあります。

衆議院においては、総理の訪米日程に合わせて審議が打ち切られ、本院の特別委員会においては、ACS Aが自然成立する前に参議院で法案を成立させなければならないという理由をもって審議が打ち切られようとしております。

日本が進路を決する重要な法案を十分に審議を尽くすことなく採決するというやり方は断じて容認するわけにはいきません。

しかも、この間の審議において法案の問題点がますます浮き彫りになっているのであります。自衛隊の行つ米軍への後方地域支援が国際的常識では後方支援であり、戦争行為の一部であること。すなわち憲法が禁止する集団的自衛権の行使にはならないこと。遭難者救援や船舶検査活動における自衛隊の武器使用が武力による威嚇や武力の行使とならない保証はどこにもないものであります。

表して、政府が提案をしておる周辺事態安全確保

認可権で中央省庁に練られている自治体や民間にとつては実質的強制であり、自治権の侵害にもつながるものであること。武器強襲や兵員輸送に協力した民間航空機がシカゴ条約の対象外となり、安全の保障がされなくなること。民間航空機がテロやハイジャックに遭う危険が大きいこと。したがって、現場で働く交通・運輸労働者の懸念もますます深まっているなどであります。

さらに、関連法案の実施の手続や施行に関する事項がすべて政令にゆだねられており、立法権の侵害につながる欠陥のある法案であることも明らかになりました。政府は、これらの指摘について明確に答える責任があります。また、二百を超える自治体から関連法案に対する反対や慎重審議を求める意見書も寄せられました。政府は、これらに対しても真剣に耳を傾けるべきであります。

第一の理由は、自民、自由、公明三党による修正案が政府原案よりも危険な内容となっていることに対する真剣に耳を傾けるべきであります。

第一の理由は、自民、自由、公明三党による修正案が政府原案よりも危険な内容となっていることに対する真剣に耳を傾けるべきであります。

修正案では、周辺事態の目的に、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」と文言が加えられましたが、これは自衛隊の行動をさらに拡大し、集団的自衛権の行使に道を切り開くものであります。後方地域支援における武器使用の範囲も拡大されておるわけであります。政府の答弁も納得できるものではありません。政府の答弁も納得できるものではありません。

しかも、周辺事態の定義も地理的概念も依然不明確であります。日本の平和と安全、極東における国際平和及び安全の維持に限定された安保条約の枠組み超えてしまったものであります。國

○議長(斎藤十朗君) 梶原敬義君。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 梶原敬義君。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 梶原敬義君。

官 報 (号 外)

平成十一年五月二十四日

参議院会議録第一二一號 議長の報告事項

木庭健太郎君	田村秀昭君
椎名素夫君	星野朋市君
浜田卓二郎君	鶴岡洋君
浜四津敏子君	北岡秀二君
中島真人君	脇雅史君
久野恒一君	星野雅史君
斎藤滋宣君	北岡脇雅史君
佐々木知子君	星野秀二君
岩城光英君	鶴岡脇雅史君
市川一朗君	北岡秀二君
鈴木政二君	脇雅史君
田浦直君	星野秀二君
常田享詳君	鶴岡脇雅史君
長峯基君	北岡秀二君
上野公成君	鶴岡脇雅史君
釜本邦茂君	北岡秀二君
海老原義彦君	鶴岡脇雅史君
溝手顯正君	北岡秀二君
西田吉宏君	鶴岡脇雅史君
須藤良太郎君	北岡秀二君
若林正俊君	鶴岡脇雅史君
石川弘君	北岡秀二君
岡野裕君	鶴岡脇雅史君
有馬朗人君	北岡秀二君
陣内孝雄君	鶴岡脇雅史君
尾辻秀久君	北岡秀二君
坂野重信君	鶴岡脇雅史君

森本	泉	信也君
田名部匡省君	白浜	一良君
統	渡辺	秀央君
訓弘君	扇	千景君
山下	武見	善彦君
岸	敬三君	宏一君
佐藤	中川	昭郎君
加納	義雄君	時男君
阿南	岩永	浩美君
國井	國井	正幸君
田村	公平君	末広まさき君
山本	一太君	景山俊太郎君
依田	鎌田	要人君
佐藤	佐藤	泰三君
成瀬	石渡	直紀君
上杉	清元君	守重君
井上	光弘君	芳男君
真鍋	賢二君	吉川弘文君
吉川	吉夫君	吉川芳男君

青木	幹雄君	阿部	正俊君
齋藤	仲道	正俊君	俊哉君
本田	森下	中原	博之君
藤井	森山	三浦	裕君
谷林	松村	中原	芳正君
佐藤	塙崎	一水君	龍二君
正昭君	長谷川道郎君	惠君	恭久君
雄平君	松林	畑	爽君
俊男君	加藤	岡	利定君
勤君	山崎	正昭君	紀文君
	服部	三英雄君	祥肇君
	鴻池	正昭君	清水嘉与子君
	河本	英典君	鹿熊
	南野	知恵子君	木俣
	岩崎	純三君	内藤
	石井	道子君	太三君
	野沢	太三君	正光君
			充君

谷川	小山	孝雄君
日出	秀善君	
森田	英輔君	
水島	山内	
平田	俊夫君	
金田	次夫君	
鈴木	裕君	
橋本	裕君	
馳	耕一君	
大島	勝年君	
矢野	浩君	
太田	正孝君	
吉村剛太郎君	聖子君	
片山虎之助君		
狩野	哲朗君	
野間		
松谷倉一郎君		
松谷倉		
村上		
久世		
中村		
竹山		
井上		
村上		
正邦君		
野間		
赳君		
裕君		
敦夫君		
裕君		
公義君		
浅尾慶一郎君		
福山		
都司		
高嶋		
松崎		
小川		
小宮山洋子君		
敏夫君		
良充君		
健二君		

前川	朝日	俊弘君
小山	忠夫君	
石田	峰男君	
堀	峰崎	
興石	直樹君	
長谷川	利和君	
今泉	昭君	
岡崎トミ子君	清君	
江田	五月君	
松田	岩夫君	
江田	北澤	
足立	俊美君	
久保	良平君	
西川	吉よし君	
宮本	岳志君	
海野	徹君	
照屋	君枝君	
小川	勝也君	
大沢	寛徳君	
阿部	八田ひろ子君	
幸代君	旦下部賜代子君	
柳田	円 より子君	
清水	辰美君	
岩佐	澄子君	
大淵	絹子君	
勝木	恵美君	
	西山登紀子君	
	健司君	

和田基隆君 洋子君
伊藤孟紀君 元君
小林直嶋 正行君
今井澄君
川橋幸子君
寺崎昭久君
糸井貞子君
笛野喜久君
山下八洲夫君
千葉景子君
角田義一君
本岡昭次君
吉田之久君
小池晃君
島袋宗康君
福島親司君
大脇雅子君
石井一二君
富樫練三君
谷本巍君
佐藤道夫君
井上美代君
須藤美也子君
三重野栄子君
竹村泰子君
池田幹子君

議長の報告事項
去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣總理大臣	小渕 恵三君	渕上 吉川 春子君
外務大臣	高村 正彦君	松前 達郎君
大蔵大臣	宮澤 喜一君	吉岡 吉典君
文部大臣	有馬 朗人君	吉田 秀世君
労働大臣	甘利 明君	橋本 洋君
國務大臣	野呂田芳成君	梶原 牧君
(防衛廳長官)	堺屋 太一君	立木 村沢
國務大臣	岩夫君	筆坂
(經濟企画廳長官)	良平君	
労働省職業安定局長	渡邊 信君	
の報告事項		
日議長において、次のとおり常任委員會 可し、その補欠を指名した。		
辞任	補欠	
清水嘉与子君	真鍋 賢一君	
川橋 幸子君	足立 松田	
小宮山洋子君	良平君	
峰崎 直樹君	岩夫君	
但馬 久美君	澄君	
	勝之君	

官 報 (号 外)

あって、条約の目的の達成に寄与するもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができます。

2 この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務

それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務については、第二条にいう付表において定めます。

3 第二条の規定は、この条の規定に基づく後方支援、物品又は役務の提供に適用する。

4 この条の適用上、日本国の自衛隊は、周辺事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従つて後方支援、物品又は役務を提供し、当該法律によつて認められた日本国の自衛隊の活動に關し後方支援、物品又は役務を受領するものと了解成した。

日本国政府のために
小渕恵三
アメリカ合衆国政府のために
マデレーン・オルブライ特

千九百九十八年四月二十八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

この協定の付表をもつて、協定付表に代える。
第六条
第七条
第八条
第九条

される。

協定第四条から第九条までを一条ずつ繰り下げ
る。新たに第六条中「第七条」を「第八条」に改め
る。

区分	分
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの

燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信	通信設備の利用、通信支援、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地支援	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、訓練施設及び駐機場の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの

審査報告書

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

統その他の必要な事項を定めるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十一年五月二十四日
日本防衛協力のための指針に関する特別委員長 井上 吉天

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国周辺の地域における我が国との平和及び安全に重要な影響を与える事態に對応して我が国が実施する措置、その実施の手

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)
よってこれを送付する。
平成十一年四月二十七日

参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

(小字及び
は修正)
周辺事態に際して我が國の平和及び安全を
確保するための措置に関する法律

第一条 この法律は、○我が国周辺の地域における直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等のまま放置すれば我が國に対す

る我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、もつて我が国の平和及び安全を協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的の確保に資することを目的とする。

(周辺事態への対応の基本原則)

第二条 政府は、周辺事態に備して、通じかづきの速に、後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置(以下「対応措置」という。)を実施

し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。

3 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

(定義等)
第三条 この法律において、次の各号に掲げる用

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確
保するためのものである。この条約は、日本と
アメリカ合衆国との間の相互協力及び安全
保障条約の目的の達成に寄与する活動を行
っているアメリカ合衆国の軍隊(以下「合衆国軍
隊」という。)に対する物品及び役務の提供、
便宜の供与その他の支援措置であつて、後方
地域において我が国が実施するものをいう。
二 後方地域捜索救助活動 周辺事態において
行われた戦闘行為(国際的な武力紛争の一環
として行われる人を殺傷し又は物を破壊する
行為をいう。以下同じ。)によつて遭難した戦
闘参加者について、その捜索又は救助を行う
活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、
後方地域において我が国が実施するものをい
う。

四三　　後方地域　我が國領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われる区域連合条約に規定する挑戦的經濟水域を含む。(以下同じ。)において我が国が実施するものをいう。

掲げる措置のいすれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

四三 | **四 後方地域 我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われ**

「画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならぬ。

四五 關係行政機關　國家行政組織法(昭和二十一年法律第二百二十九条第三項に規定す)
○(海洋法に関する国際連合条約に規定する他の經濟水域及びその上空の範囲をいう。)を含む。(以下同じ)

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方地域支援として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三五年法律第二十一条第一項に規定する國の行政機關及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいう。

四 船舶検査活動

の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段に規定するものを除く。)は、別表第一に掲げるものとする。

一 対応措置に関する基本方針

後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動は、
自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第
百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。

ハ 口 イ
当該後方地域支援に係る基本的事項
当該後方地域支援の種類及び内容
当該後方地域支援を実施する区域の範囲

以下同じ)が実施するものとする。この場合において、後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に

二 その他当該後方地域支援の実施に関する事項

伴い、それぞれ当該活動に相当する活動を行う
合衆国軍隊の部隊に対して後方地域支援として
行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊によ
る役務の提供は、別表第一に掲げるものとす
る。

三 後方地域捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該後方地域捜索救助活動に係る基本的事項

ロ 当該後方地域捜索救助活動を実施する区

(基本計画)

八 域の範囲及び当該区域の指定に関する事項 当該後方地域捜索救助活動の実施に伴う

官 報 (号 外)

- | | | | |
|---|--|--|--|
| 前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(並びに該後方地域支援を実施する区域の指定に関する事項を含む。) | 二 その他該後方地域捜索救助活動の実施に関する重要な事項 | 四 船舶検査活動を実施する場合における次に掲げる事項 | 八 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項 |
| 一 船舶検査活動を実施する場合における次に掲げる事項 | イ 当該船舶検査活動に係る基本的事項 | イ 当該船舶検査活動に係る基本的事項 | 七 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項 |
| 二 船舶検査活動を行つ自衛隊の部隊等の規模及び構成 | ロ 当該船舶検査活動を行つ自衛隊の部隊等の規模及び構成 | 二 前条第一項第三号に規定する規制措置の対象物品の範囲 | 三 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。 |
| 三 船舶検査活動を実施する区域の範囲 | ハ 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び該該区域の指定に関する事項 | 三 (国会の承認) 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。 | 四 防衛厅長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。 |
| 四 前条第一項第三号に規定する規制措置の対象物品の範囲 | 一 前条第一項第三号に規定する規制措置の対象物品の範囲 | 四 第五条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援又は後方地域捜索救助活動について、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これららの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援又は後方地域捜索救助活動を実施することができる。 | 五 第三条第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該輸送の一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。 |
| 五 前二号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要な事項 | 二 前二号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要な事項 | 五 第三条第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該輸送の一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。 | 六 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第六項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。 |
| 六 前二号から前号までに掲げるもののほか、内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要な事項 | 三 その他当該船舶検査活動の実施に関する重要な事項 | 六 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第六項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。 | 七 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第六項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。 |
| 七 防衛厅長官は、基本計画に従い、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛厅本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとす | 四 (後方地域捜索救助活動の実施等) 第六条 防衛厅長官は、基本計画に従い、後方地域捜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 | 七 第二項の規定は、後方地域捜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方地域支援について準用する。 | 八 防衛厅長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 |
| 八 対応措置の実施について地方公共団体その要事項 | 五 (自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施) | 八 防衛厅長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 | 九 防衛厅長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。 |
| 九 防衛厅長官は、基本計画に従い、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛厅本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとす | 六 (後方地域捜索救助活動の実施等) 第七条 防衛厅長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 | 十 防衛厅長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 | 十 防衛厅長官は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 |

3 船舶検査活動の実施は、次に掲げる態様によるものとする。	4 第五条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中止について準用する。
1 船舶の航行状況を監視すること。	5 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する第五条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。
2 航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段(実彈の使用を除く。)により自己の存在を示すこと。	6 第五条の規定は、船舶検査活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方地域支援について準用する。
3 無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。	(関係行政機関による対応措置の実施)
4 船舶(軍艦等を除く。以下この項において同じ。)の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者(以下「船長等」という。)に対し当該船舶の停止を求め、船長等の同意を得て、停止した当該船舶に乗船して書類及び積荷を検査し、確認すること。	第八条 前二条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。(国外の者による協力等)

5 船舶に第四条第一項第四号ニに規定する対象物品が積載されていないことが確認できない場合において、当該船舶の船長等に対しその航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請すること。	第九条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。
6 第四号の求め又は前号の要請に応じない船舶の船長等に対し、これに応じるよう説得を	第七条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行つに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。
7 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。	第八条 前二条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。(国外の者による協力等)
8 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国外の者が、その協力をにより損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	第九条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

9 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。	第十一条 第六条第一項(第七条第七項において準用する)の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行つに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。
10 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。	第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、政令で定める。
11 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。	第十三条 内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときは、その内容を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。
12 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。	第十四条 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。

13 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。	第十五条 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。
14 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。	第十六条 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。
15 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。	第十七条 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。
16 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。	第十八条 第二条第一項の規定により後方地域支援等を行うこと。

官報(号外)

別表第一(第三条関係)

種類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。 三 物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送(傷病者の輸送中に行われる医療を含む。)を除き、我が国領域において行われるものとする。

別表第一(第三条関係)

種類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

審査報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月二十四日

針に関する特別委員長 井上 吉夫
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、外国における緊急事態に際して外務大臣から依頼があった場合に防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送の手段として船舶等を加えるとともに、当該外国において輸送の職務に従事する自衛官が、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又は保護の下に入つた当該輸送の対象である在外邦人等の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができる」ととするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二 費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

自衛隊法の一部を改正する法律案(第百四十回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において可決した。
よってこれを送付する。

平成十一年四月二十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律

附 则

この法律は、公布の日から施行する。

部を次のように改正する。

第一百条の八第一項中「航空機による」を削り、同条第二項中「状況」の下に「、当該輸送の対象となる邦人の数」を加え、「その他の輸送の用に主として供するための航空機」を「次に掲げる航空機又は船舶」に改め、同項に次の各号を加える。

(第一百条の五第二項の規定により保有するもの)を除く。

一 前項の輸送に適する船舶

三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。)

二 第百条の八に次の一項を加える。
三 第一項に規定する外国において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入つた当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行つて際に、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

投票者氏名
日程第一 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国政府との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

賛成者氏名

一九九名

阿南 一成君	阿部 正俊君	世耕 弘成君	鈴木 政二君	小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
青木 幹雄君	有馬 朗人君	井上 裕君	田中 直紀君	佐藤 泰三君	佐々木知子君
井上 吉夫君	石渡 清元君	石井 道子君	竹山 裕君	坂野 重信君	塙崎 恭久君
岩崎 純三君	岩永 浩美君	岩城 光英君	谷川 秀善君	須藤良太郎君	清水嘉与子君
上野 公成君	上杉 光弘君	市川 一朗君	中川 義雄君	眞内 孝雄君	斎藤 滋宣君
尾辻 秀久君	大島 慶久君	岩瀬 良三君	中曾根弘文君	末広まさこ君	吉村剛太郎君
岡野 裕君	海老原義彦君	市川 光弘君	仲道 俊哉君	今井 澄君	脇 雅史君
加納 時男君	上杉 光弘君	岩瀬 良三君	成瀬 守重君	鈴木 正孝君	朝日 俊弘君
鹿熊 安正君	岡 利定君	橋本 聖子君	野沢 太三君	田浦 直君	鈴木 美栄君
片山虎之助君	河本 英典君	林 芳正君	橋本 煙	鈴木 公平君	吉川 芳男君
釜本 邦茂君	岸 宏一君	平田 耕一君	西田 吉宏君	田村 直紀君	若林 正俊君
龜井 郁夫君	河本 英典君	松谷 耕一郎君	野間 翔君	江本 孟紀君	吉村剛太郎君
木村 仁君	岸 宏一君	三浦 一水君	長峯 基君	小川 勝也君	足立 良平君
北岡 秀一君	河本 英典君	森山 俊夫君	長谷川道郎君	江田 五月君	朝日 俊弘君
久野 恒一君	岸 宏一君	森山 博之君	日出 英輔君	海野 徹君	鈴木 一良君
国井 正幸君	河本 英典君	森山 裕君	眞鍋 賢二君	江本 直君	但馬 久美君

山下 善彦君	小山 敏夫君	田中 直紀君	田村 公平君	江本 孟紀君	依田 智治君
鷲岡 洋君	勝木 健司君	竹山 裕君	武見 敬二君	小川 勝也君	吉村剛太郎君
浜田卓二郎君	木俣 佳丈君	谷川 秀善君	常田 享詳君	江田 五月君	足立 良平君
日笠 勝之君	久保 亘君	中川 義雄君	中島 真人君	海野 徹君	朝日 俊弘君
福本 潤一君	亘君	中曾根弘文君	中原 爽君	江本 直君	鈴木 一良君
浜西津敏子君	小林 元君	仲道 俊哉君	中島 真人君	鈴木 美栄君	但馬 久美君
浜田卓二郎君	木俣 佳丈君	成瀬 守重君	常田 享詳君	吉川 幸子君	吉村剛太郎君
日笠 勝之君	久保 亘君	岩瀬 良三君	中島 真人君	江田 五月君	足立 良平君
福本 潤一君	亘君	橋本 聖子君	仲道 俊哉君	海野 徹君	朝日 俊弘君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	林 芳正君	成瀬 守重君	江田 五月君	鈴木 一良君
浜田卓二郎君	久保 亘君	平田 耕一君	岩瀬 良三君	海野 徹君	但馬 久美君
日笠 勝之君	亘君	松谷 耕一郎君	橋本 聖子君	江田 五月君	吉村剛太郎君
福本 潤一君	亘君	三浦 一水君	林 芳正君	海野 徹君	足立 良平君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 俊夫君	平田 耕一君	江田 五月君	朝日 俊弘君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	松谷 耕一郎君	海野 徹君	鈴木 一良君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	三浦 一水君	江田 五月君	但馬 久美君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	三浦 一水君	海野 徹君	足立 良平君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	朝日 俊弘君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	鈴木 一良君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	但馬 久美君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	吉村剛太郎君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	足立 良平君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	朝日 俊弘君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	鈴木 一良君
浜田卓二郎君	久保 亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	但馬 久美君
日笠 勝之君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	吉村剛太郎君
福本 潤一君	亘君	森山 博之君	森山 俊夫君	江田 五月君	足立 良平君
浜西津敏子君	木俣 佳丈君	森山 博之君	森山 俊夫君	海野 徹君	

官 報 (号 外)

日程第一 周辺事態に際して我が國の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第百四十五回国会衆議院送付)

贊成者氏名

一四二

平成十一年五月二十四日 参議院会議録第一十一号

參議院會議錄第二十一號

投票者氏名

岩佐	恵美君	緒方	靖夫君
大沢	辰美君	小池	晃君
小池	晃君	須藤美也子君	富樺
須藤美也子君	練三君	橋本	敦君
八田ひろ子君	坂	八田ひろ子君	秀世君
山下	芳生君	山下	芳生君
吉川	春子君	吉川	春子君
大脇	雅子君	大脇	雅子君
日下部禮代子君	谷本	日下部禮代子君	巍君
渕上	眞雄君	田	英夫君
佐藤	道夫君	渕上	眞雄君
西川きよし君	村沢	佐藤	牧君
中村	敦夫君	村沢	眞雄君
木村	仁君	佐藤	道夫君
久野	恒一君	木村	仁君
北岡	秀二君	久野	恒一君
山本	正和君	北岡	秀二君
三重野栄子君	山本	山本	正和君
島袋	宗康君	三重野栄子君	山本
中村	敦夫君	島袋	宗康君
金田	邦茂君	中村	敦夫君
釜本	邦茂君	金田	勝年君
亀井	郁夫君	釜本	邦茂君
片山虎之助君	木村	亀井	郁夫君
鎌田	要人君	片山虎之助君	木村
森下	博之君	鎌田	要人君
森山	裕君	森下	博之君
森山	裕君	森山	裕君
山内	俊夫君	森山	裕君
山下	善彦君	山内	俊夫君
山崎	正昭君	山下	善彦君
正昭君	岸	山崎	正昭君
久世	公堯君	正昭君	岸
国井	正幸君	久世	公堯君
鴻池	祥肇君	国井	正幸君
佐藤	昭郎君	鴻池	祥肇君
齊藤	滋宣君	佐藤	昭郎君
吉村剛太郎君	脇	齊藤	滋宣君
坂野	重信君	吉村剛太郎君	脇
塙崎	恭久君	坂野	重信君
佐藤	泰三君	塙崎	恭久君
清水義与子君	田中	佐藤	泰三君
陣内	孝雄君	清水義与子君	田中
末広まさきこ君	田中	陣内	孝雄君
海野	義孝君	末広まさきこ君	田中
澤	たまき君	海野	義孝君
風間	昶君	澤	たまき君
白浜	一良君	風間	昶君
木庭健太郎君	大森	白浜	一良君
木庭健太郎君	松田	木庭健太郎君	大森
魚住裕一郎君	松田	魚住裕一郎君	松田
礼子君	岩夫君	礼子君	岩夫君
大森	岩夫君	大森	岩夫君
但馬	久美君	但馬	久美君
鶴岡	洋君	鶴岡	洋君
浜田卓二郎君	日笠	浜田卓二郎君	日笠
福本潤一君	統	福本潤一君	統
訓弘君	勝之君	訓弘君	勝之君
高友和夫君	益田洋介君	高友和夫君	益田洋介君
和夫君	和夫君	和夫君	和夫君
井上吉夫君	井上吉夫君	井上吉夫君	井上吉夫君
井上裕君	井上裕君	井上裕君	井上裕君
石井道子君	石川弘君	石井道子君	石川弘君
賛成者氏名	一四二名	賛成者氏名	一四二名
阿南一成君	阿部正俊君	阿南一成君	阿部正俊君
青木幹雄君	有馬朗人君	青木幹雄君	有馬朗人君
井上吉夫君	井上裕君	井上吉夫君	井上裕君
石井道子君	石川弘君	石井道子君	石川弘君
日程第一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)	日程第一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)	反対者氏名	反対者氏名
中原爽君	中曾根弘文君	足立良平君	浅尾慶一郎君
市川一朗君	仲道俊哉君	朝日俊弘君	伊藤基隆君
岩城光英君	成瀬守重君	平野貞夫君	高橋庸介君
岩瀬良三君	野沢太三君	渡辺秀央君	扇千景君
上杉光弘君	野間赳君	星野朋市君	阿曾田清君
海老原義彦君	長谷川道郎君	田村秀昭君	西田吉宏君
大島慶久君	南野知恵子君	月原茂皓君	入澤肇君
太田豊秋君	橋本聖子君	戸田邦司君	鶴保庸介君
岡利定君	林紀子君	星野朋市君	平野貞夫君
加納時男君	高藤紀文君	椎名素夫君	田名部匡省君
鹿熊安正君	狩野安君	松岡満壽男君	水野誠一君
片山虎之助君	三浦一水君	日出英輔君	石井一二三君
釜本邦茂君	平田耕一君	服部三男雄君	中原爽君
金田勝年君	森下博之君	眞鍋賢二君	中曾根弘文君
鎌田要人君	森下博之君	松谷一郎君	仲道俊哉君
河本英典君	森山裕君	村上正邦君	成瀬守重君
木村仁君	森山裕君	正邦君	野間赳君
久野恒一君	岸宏一君	森田次夫君	中原爽君
北岡秀二君	木村仁君	森田次夫君	中曾根弘文君
山本正和君	久野恒一君	森山裕君	仲道俊哉君
三重野栄子君	北岡秀二君	岸宏一君	成瀬守重君
島袋宗康君	山本正和君	木村仁君	野間赳君
中村敦夫君	三重野栄子君	久野恒一君	中原爽君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	北岡秀二君	中曾根弘文君
金田勝年君	中村敦夫君	山本正和君	仲道俊哉君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	久野恒一君	成瀬守重君
亀井郁夫君	金田勝年君	北岡秀二君	野間赳君
片山虎之助君	釜本邦茂君	山本正和君	中原爽君
鎌田要人君	亀井郁夫君	久野恒一君	中曾根弘文君
河本英典君	片山虎之助君	北岡秀二君	仲道俊哉君
木村仁君	鎌田要人君	山本正和君	成瀬守重君
久野恒一君	河本英典君	久野恒一君	野間赳君
北岡秀二君	木村仁君	北岡秀二君	中原爽君
山本正和君	久野恒一君	山本正和君	中曾根弘文君
三重野栄子君	北岡秀二君	久野恒一君	仲道俊哉君
島袋宗康君	山本正和君	北岡秀二君	成瀬守重君
中村敦夫君	三重野栄子君	山本正和君	野間赳君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	久野恒一君	中原爽君
金田勝年君	中村敦夫君	北岡秀二君	中曾根弘文君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	山本正和君	仲道俊哉君
亀井郁夫君	金田勝年君	久野恒一君	成瀬守重君
片山虎之助君	釜本邦茂君	北岡秀二君	野間赳君
鎌田要人君	亀井郁夫君	山本正和君	中原爽君
河本英典君	片山虎之助君	久野恒一君	中曾根弘文君
木村仁君	鎌田要人君	北岡秀二君	仲道俊哉君
久野恒一君	河本英典君	山本正和君	成瀬守重君
北岡秀二君	木村仁君	久野恒一君	野間赳君
山本正和君	久野恒一君	北岡秀二君	中原爽君
三重野栄子君	北岡秀二君	山本正和君	中曾根弘文君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	仲道俊哉君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	成瀬守重君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	野間赳君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	中原爽君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	中曾根弘文君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	仲道俊哉君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	成瀬守重君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	野間赳君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	中原爽君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	中曾根弘文君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	仲道俊哉君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	成瀬守重君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	野間赳君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	中原爽君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	中曾根弘文君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	仲道俊哉君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	成瀬守重君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	野間赳君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	中原爽君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	中曾根弘文君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	仲道俊哉君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	成瀬守重君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	野間赳君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	中原爽君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	中曾根弘文君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	仲道俊哉君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	成瀬守重君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	野間赳君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	中原爽君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	中曾根弘文君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	仲道俊哉君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	成瀬守重君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	野間赳君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	中原爽君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	中曾根弘文君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	仲道俊哉君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	成瀬守重君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	野間赳君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	中原爽君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	中曾根弘文君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	仲道俊哉君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	成瀬守重君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	野間赳君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	中原爽君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	中曾根弘文君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	仲道俊哉君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	成瀬守重君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	野間赳君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	中原爽君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	中曾根弘文君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	仲道俊哉君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	成瀬守重君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	野間赳君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	中原爽君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	中曾根弘文君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	仲道俊哉君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	成瀬守重君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	野間赳君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	中原爽君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	中曾根弘文君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	仲道俊哉君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	成瀬守重君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	野間赳君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	中原爽君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	中曾根弘文君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	仲道俊哉君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	成瀬守重君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	野間赳君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	中原爽君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	中曾根弘文君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	仲道俊哉君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	成瀬守重君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	野間赳君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	中原爽君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	中曾根弘文君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	仲道俊哉君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	成瀬守重君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	野間赳君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	中原爽君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	中曾根弘文君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	仲道俊哉君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	成瀬守重君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	野間赳君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	中原爽君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	中曾根弘文君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	仲道俊哉君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	成瀬守重君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	野間赳君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	中原爽君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	中曾根弘文君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	仲道俊哉君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	成瀬守重君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	野間赳君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	中原爽君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	中曾根弘文君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	仲道俊哉君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	成瀬守重君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	野間赳君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	中原爽君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	中曾根弘文君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	仲道俊哉君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	成瀬守重君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	野間赳君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	中原爽君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	中曾根弘文君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	仲道俊哉君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	成瀬守重君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	野間赳君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	中原爽君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	中曾根弘文君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	仲道俊哉君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	成瀬守重君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	野間赳君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	中原爽君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	中曾根弘文君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	仲道俊哉君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	成瀬守重君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	野間赳君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	中原爽君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	中曾根弘文君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	仲道俊哉君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	成瀬守重君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	野間赳君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	中原爽君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	中曾根弘文君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	仲道俊哉君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	成瀬守重君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	野間赳君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	中原爽君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	中曾根弘文君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	仲道俊哉君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	成瀬守重君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	野間赳君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	中原爽君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	中曾根弘文君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	仲道俊哉君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	成瀬守重君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	野間赳君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	中原爽君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	中曾根弘文君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	仲道俊哉君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	成瀬守重君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	野間赳君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	中原爽君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	中曾根弘文君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	仲道俊哉君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	成瀬守重君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	野間赳君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	中原爽君
木村仁君	鎌田要人君	久野恒一君	中曾根弘文君
久野恒一君	河本英典君	北岡秀二君	仲道俊哉君
北岡秀二君	木村仁君	山本正和君	成瀬守重君
山本正和君	久野恒一君	久野恒一君	野間赳君
三重野栄子君	北岡秀二君	北岡秀二君	中原爽君
島袋宗康君	山本正和君	久野恒一君	中曾根弘文君
中村敦夫君	三重野栄子君	北岡秀二君	仲道俊哉君
佐藤敦夫君	島袋宗康君	山本正和君	成瀬守重君
金田勝年君	中村敦夫君	久野恒一君	野間赳君
釜本邦茂君	佐藤敦夫君	北岡秀二君	中原爽君
亀井郁夫君	金田勝年君	山本正和君	中曾根弘文君
片山虎之助君	釜本邦茂君	久野恒一君	仲道俊哉君
鎌田要人君	亀井郁夫君	北岡秀二君	成瀬守重君
河本英典君	片山虎之助君	山本正和君	野間赳君

平成十一年五月二十四日

參議院會議錄第一二一號 投票者氏名

保留して当該外国人及び日本人の婚姻生活を不安定な状態にとどまらせることは人道上大きな問題があるので、前法務大臣がした不許可処分を撤回し、在特処分を行うことにより早期救済を図るべきである。伝え聞くところによると、入管局内部でも早期救済に前向きな意見もあるが、訴訟担当者が早期救済に反対しているとのことである。

一、在特に関する全通達及び内部基準を明らかにされたい。

二、現在検討の対象とされている通達及び検討の方向を明らかにされたい。また、検討の終了したものについては、その検討結果を明らかにされたい。

三、在特手続(退去強制手続)における審判の結果につき一九九八年中に法務大臣宛に提出された異議の件数及び在特不許可処分の件数を明らかにされたい。

四、前法務大臣が直接決裁した在特不許可の件数及び各案件についての不許可の理由を明らかにされたい。

五、現在係属中の入管法上の処分に関する行政訴訟の件数及び右のうち前法務大臣の在任中の処分にかかる訴訟件数を明らかにされたい。

六、前法務大臣が直接決裁した在特不許可処分の当否に関する調査結果を明らかにされたい。

七、在特不許可処分に関する行政事件が係属中の案件につき、どのような基準で仮放免ないし特

別放免を行うのか、また、現在、何件が仮放免ないし特別放免中であるのか明らかにされた

い。

八、在特不許可処分に関する行政事件が係属中の案件につき、どのような基準で、再度、在特を許可する法務大臣決裁を行ったのか、各案件につき再度の法務大臣裁決の可否及びその理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成十一年五月二十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋賀徳君提出在留特別許可に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋賀徳君提出在留特別許可に関する質問に対する答弁書

一について
出入国管理及び難民認定法に基づく上陸又は在留に関する異議の申出に対する法務大臣の裁決の特例による許可の一部を地方入国管理官署の長に専決させることについてが存在するところ、当該通達は、在留特別許可を希望して法務大臣に對し異議の申出がなされる案件の取扱いについて検討した結果、政治、外交、治安等に影響を及ぼすおそれがあるなど重要な案件以外のもので、日本人等と婚姻しており、その婚姻の信びよう性及び安定性が認められるものなどについて、行政の簡素化を図るため地方入国管理官署の長が在留特別許可について専決できることとしたものである。

二について
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)以下「入管法」という。第五十条に規定する法務大臣の裁決の特例による在留の許可(以下「在留特別許可」という。)は、入管法第二十四条第一項各号の一に該当する外国人について、法務大臣が入管法第四十九条に規定する異議の申出に理由がないと認める場合で

一かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき
ウ その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があるとき
イ かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき
二について
在留特別許可に関する法務大臣の裁決について改めて検討した結果、例えば、日本人との婚姻を理由として在留を希望する案件については、婚姻の信びよう性及び安定性を判断する際の例示として、具体的に、実子を現に監護、養育していること、送還忌避の手段として婚姻したものでないことをなどを挙げ、これが認められるとときは地方入国管理官署の長が在留特別許可について専決できることとするなどの整備をした上、一についてでお答えしたとおり、平成十一年四月十六日、地方入国管理官署の長に通達した。

三について

平成十年中に法務大臣が受理したお尋ねの異議の申出の件数は二千九百七十九件であり、また、同年中に法務大臣が在留特別許可を行わずに異議の申出が理由がないと裁決した件数は百四十一件である。

四について

中村前法務大臣が異議の申出のなされた全事件について直接裁決をすることとした平成十一年十一月二十八日から同法務大臣が辞職した平成十一年三月八日までの間に、同法務大臣が在留特別許可を行わずに異議の申出に理由がないとした件数は五十一件である。その裁決の理由

右通達からも明らかのように、日本人等との婚

姻、家族関係にある者などについては、その事情を十分考慮しているところである。

一般的基準というようなものは存在しないが、も、当該外国人が

ア 永住許可を受けているとき

官報(号外)

は、日本人との婚姻の信びよ�性に疑義があること、本国に妻子がいるなど本邦に生活基盤がないことなどであるが、個別事案の理由は、プライバシーにかかる事項であり、答弁を差し控えたい。

五について

入管法上の処分に係る行政事件訴訟(執行停

止申立事件を除く。)で、平成十一年四月二十二日現在において係属しているものの件数は四十八件であり、そのうち、中村前法務大臣在任中の平成十年七月三十一日から平成十一年三月八日までの間になされた処分に係るものは二十件である。

六について

中村前法務大臣においては、関係資料に目を通し、事務当局に説明を求めるなどして在留特別許可の許否を決定していたものであり、事務処理には問題がなかつたと考えている。

七について

入管法第五十四条に基づく仮放免については、収容されている外国人等からの請求により

又は職権で、その者的情状及び請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して総合的に判断の上、その許否が決定される。

また、入管法第五十二条第六項に基づく放免(特別放免)は、送還することができないことが明らかになつた被退去強制者に対してなされる措置である。

なお、退去強制令書発付処分に係る行政事件訴訟(執行停止申立事件を除く。)で、平成十一年四月二十二日現在において係属しているものの件数は十一件であるが、そのうち、仮放免を許可している案件は四件であり、特別放免をしている案件はない。

八について

法務大臣が在留特別許可を行わずに異議の申出は理由がないと裁決する処分及びこれに続く主任審査官の退去強制令書を発付する処分は、入管法の規定に基づき適正を期して行つてゐるものであり、これらに対して退去強制令書発付等取消請求訴訟が提起されても、原則として裁決を再度行つことはない。しかし、事案によつては、判決によつて法務大臣の裁決等が違法であると判断された場合はもちろん、審理の過程において、新たな事情が判明するなどした場合には、当該裁決等を見直し、在留特別許可の可否について再検討することもある。

官 報 (号 外)

平成十一年五月二十四日 参議院会議録第二十二号

第明治
三十五年三月三十日
可日
便物證
郵種三
明治三十
年三月三十
日可日

発行所
二東京一 番大四部〇五 藏区号八四 省虎ノ門四 印門二五 刷丁目
局
電 話
03 (3587) 4294
定 価
(本体 本号一部 一一〇円) 一一〇円